

令和4年6月八峰町議会定例会会議録（第1日）

令和4年6月15日（水曜日）

議事日程第1号

令和4年6月15日（水曜日）午前10時開会

- 第1 会議録署名議員の指名
 - 第2 会期の決定
 - 第3 諸般の報告
 - 第4 発議第3号 水田活用の直接支払い交付金の見直しに関する意見書提出について
 - 第5 議案第45号 八峰町高齢者コミュニティセンター条例を廃止する条例制定について
 - 第6 議案第46号 八峰町サケふ化場条例を廃止する条例制定について
 - 第7 議案第47号 新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更について
 - 第8 議案第48号 三種・八峰養護老人ホーム組合規約の一部変更について
 - 第9 議案第49号 令和4年度八峰町一般会計補正予算（第1号）
 - 第10 議案第50号 令和4年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）
 - 第11 議案第51号 令和4年度八峰町営診療所特別会計補正予算（第1号）
 - 第12 議案第52号 令和4年度八峰町簡易水道事業会計補正予算（第2号）
 - 第13 議案第53号 令和4年度八峰町下水道事業会計補正予算（第1号）
 - 第14 請願第1号 「水田活用の直接支払い交付金」の見直しについての請願
-

出席議員（11人）

1番 笠原吉範	2番 伊藤一人	3番 奈良聡子
4番 芦崎達美	5番 水木壽保	6番 菊地薫
7番 腰山良悦	8番 見上政子	10番 門脇直樹
11番 山本優人	12番 皆川鉄也	

欠席議員（1人）

9番 須藤正人

説明のため出席した者

町長	森田 新一郎	副町長	日沼 一之
教育長	川尻 茂樹	総務課長兼 新型コロナウイルス 総合対策室長	和平 勇人
税務会計課長	成田 拓也	企画財政課長	高杉 泰治
福祉保健課長	石上 義久	教育次長	山本 節雄
学校教育課長	山内 章	産業振興課長	山本 望
農林振興課長	浅田 善孝	建設課長	石嶋 勝比古
農業委員会事務局長	工藤 善美	生涯学習課長	今井 利宏
あきた白神体験センター所長	菊地 俊平	防災まちづくり室長	内山 直光
福祉保健課副課長兼 新型コロナウイルスワクチン 接種対策室長	若狭 正和	福祉保健課副課長	成田 公誠
農林振興課副課長	堀内 和人		

議会事務局職員出席者

議会事務局長	佐々木 高	議会事務局庶務係長	須藤 佳奈子
--------	-------	-----------	--------

午前10時00分 開 会

○議長（皆川鉄也君） おはようございます。

これより令和4年6月8日八峰町議会定例会を開会いたします。

9番須藤正人君から、入院治療のため本定例会の欠席届が提出されておりますので、ご報告いたします。

ただいまの出席議員数は11名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第124条の規定により、3番奈良聡子さん、4番芦崎達美君、5番水木壽保君の3名を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。

会期等につきましては、議会運営委員会に諮問し意見を求めておりますので、その結果を議会運営委員会委員長より報告願います。水木議会運営委員会委員長。

○議会運営委員会委員長（水木壽保君） おはようございます。議会運営委員会の委員長の水木でございます。

ご報告申し上げます。

当委員会では、5月23日及び6月6日に議会運営委員会を開催し、5月9日付けで議長から諮問のあった令和4年6月八峰町議会定例会会期及び議事日程等、議会運営に関する事項について協議いたしました。

その結果、本定例会の会期については、本日から17日までの3日間とし、日程等については、皆さんにお配りした日割表及び議事日程表のとおり決定いたしましたのでご報告いたします。

○議長（皆川鉄也君） お諮りします。本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員会委員長報告の日程表及び議事日程表により、本日より17日までの3日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、議会運営委員会委員長報告のとおり、本日から17日までの3日間に決定いたしました。

日程第3、諸般の報告を行います。

議長報告につきましては、別紙報告書のとおりでありますので朗読は省略させていただきます。

森田町長より発言を求められておりますので、今議会提出議案の提案と併せて報告願います。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 皆さんおはようございます。

本日、令和4年6月八峰町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、ご多忙の中ご出席をいただき、誠にありがとうございます。

提出諸議案の説明に先立ち、3月定例会以降の町政及び諸般の動きについて、その大要をご報告申し上げます。

はじめに、防災訓練について報告します。

5月29日、八峰町防災訓練を中浜地区を会場に、日本海沖合で巨大地震が発生し、秋田県沿岸に「大津波警報」が発表されたという想定で、「中浜自治会住民による津波避

難訓練」と「グループホーム親孝の里の職員と利用者の津波避難訓練」について、実際に避難路を利用して高台に避難する訓練を同時に実施いたしました。

当日は、早朝から地区住民や親孝の里施設関係者をはじめ、八峰消防署、町消防団など113名の方々から参加していただき、午前7時の笹村団長による合図のもと、警察及び交通指導隊による避難路の確保、避難指示の発令を受けて、避難行動に時間を要する高齢者や災害時要配慮者役の住民を地元消防団員がリヤカーや車椅子に乗せ、標高約8mの旧八森庁舎跡地から標高約24mの高台まで、実際に避難路を歩いて安全を確認しながら避難しました。

また、「グループホーム親孝の里」では、4名の車椅子利用者を職員と消防団員がサポートして、標高約17mの高台まで、歩道を歩いて避難いたしました。

避難完了確認後、それぞれの高台の避難場所において、町職員が、ハザードマップを活用して「自分の住んでいる地域にどのような危険があるのか、災害が発生した時にどこに避難したら安全なのか、ハザードマップで事前に確認して、災害への備えをしておくことが大切」などについて説明しました。

この後、現場本部を設置している中央公園に移動し、自治会長、親孝の里施設長から安否確認報告を受けて、住民参加型の避難訓練を終了しました。

その後に実施した火災防ぎょ訓練では、中央公園内で火災が発生し、延焼の可能性があると想定で行われ、周辺の第9、第10、第11、第12分団がいち早く駆け付け、水利から火災現場まで距離が離れていることを踏まえて、団員同士が素早くホースを連結させて放水するポンプ連結操作の訓練を行いました。

引き続き、峰浜田中ミニ公園に移動し、水防訓練を実施しました。

訓練は、前日からの豪雨により、埴川が警戒水位を超えて、横内集落の上流で堤防が一部決壊し、水があふれ出しているとの想定で訓練を実施しました。

峰浜地区の消防団第1から第8分団が現地に駆け付け、越水を止めるため堤防に土のうを積み上げる訓練を行いました。

各消防団員が協力し、山砂を用いて素早く土のうを製作し、土のうを積み上げる実践型の訓練を実施し、豪雨災害への備えを確認しました。

今後、町では毎年、実施場所を変更しながら、ハザードマップを活用した住民参加型の避難訓練を実施するなど、有事の際に住民がいち早く避難できるよう、安全な避難誘導に努めてまいりたいと考えています。

早朝からの訓練に参加された中浜地区の住民、親孝の里施設関係者をはじめ、八峰消防署、町消防団、警察、交通指導隊の皆様にご心から感謝申し上げます。

次に、18歳以上を対象とした新型コロナウイルスワクチンの3回目接種の状況について申し上げます。

町におけるワクチン接種は、1・2回目同様、町営診療所での「個別接種」と峰栄館での「集団接種」を併用しており、町営診療所では2月15日から1日当たり21人、峰栄館では2月26日から毎週土曜日午後、1日当たり180人で接種を始め、寒い気候からの変化に伴い、1日当たりの人数を徐々に増やしながら行ってきました。

これにより、3回目の接種については、5月末日時点で、65歳以上が2,812人で89.5%、15歳以上64歳以下が2,195人で72.3%となっております。

集団接種については、使用されるワクチンが2回目までと異なる種類を打つ「交差接種」となることや、若年層を中心に接種後に「強い副反応」が懸念されることなどが影響し、予約の推移が想定に満たなかったことから、4月23日をもって終了いたしました。

全体として、県境をまたぐヒトの移動が活発化するゴールデンウィーク前までに接種率を高めたことが、クラスターの発生等を抑え込むことができたものと思っております。

引き続き、感染予防対策の徹底をお願いするとともに、若年層のワクチン接種率の向上に向けた啓発活動に努めてまいります。

また、接種への協力を求める予防接種法の「努力義務」の対象とはなっていない、5歳から11歳向けの小児接種については、ファイザー社製の小児用ワクチンが使われ、3週間の間隔を空けて2回打つことになっています。

能代市山本郡内では、4月から5カ所の医療機関で行っており、1回目接種が192人、63.6%、2回目接種が159人、52.6%となっております。

引き続き、子どもと保護者のリスクや安全性を十分理解した上で判断できるよう、情報提供に努めてまいります。

次に、新型コロナウイルスワクチンの4回目接種に関する準備状況について申し上げます。

4回目接種についても、1回目から3回目と同様に、町営診療所での「個別接種」と峰栄館での「集団接種」を併用して行うこととし準備しております。

4回目接種は、感染した際の重症化を予防する目的で、3回目接種から5か月以上の間隔を空けて実施することとなりました。これは、ワクチン接種の目的を発症予防より

も重症化予防に重点を置いたものと思われま

す。その対象者は、先行した海外の研究データで重症化を防ぐ効果を確認できた60歳以上を対象とし、18歳から59歳は、持病があるなど重症化リスクの高い人に限定されます。

具体的な持病とは、慢性の呼吸器の病気や心臓病、腎臓病、治療中か他の病気を併発した糖尿病、がんの治療中で免疫の機能が低下している人、重い精神疾患、肥満などが挙げられています。

町では、町営診療所での4回目接種においても、モデルナ製ワクチンを使用することといたしました。これは、診療所の石岡医師からの意見で、モデルナ製ワクチンは、抗体価の上昇がより高く、時間経過に伴う抗体価の低下の程度も低いとされていて、効果がより高いということから決定したものです。

モデルナ製ワクチンの副反応の程度は、若い人ほど強く、高齢者ではそれほど強くないとされていますので、今回対象となる方々については、これまでと大きな差はないものと考えております。

なお、ファイザー製ワクチンを希望される場合には、日頃からのかかりつけ医や他の医療機関で接種できることとなっております。

町営診療所での個別接種については7月1日から、集団接種については7月23日から始めることができるよう準備を進めているところです。

町といたしましては、県境をまたぐ移動が多くなるお盆時期前までに接種率を高めたいと考えています。

次に、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業」について申し上げます。

国では、コロナ禍において原油価格や電気・ガス料金を含む物価の高騰の影響を受けた生活者や事業者の負担軽減を支援するため、令和3年度補正予算の保留分と令和4年度予備費を合わせ、臨時交付金を1兆円追加しています。

今定例会にも生活支援対策や事業者支援対策などの関連事業を提案しておりますので、よろしく願い申し上げます。

次に、全町一斉清掃について申し上げます。

春の全町一斉清掃が4月10日に行われ、早朝から多数の町民の皆様が参加してくださいました。

八森地区においては、町内の側溝の泥上げや漂着ごみ等地域周辺の清掃を、峰浜地区

においては、一部実施日を変更して対応いただいた自治会等もありましたが、地域の道路脇に捨てられている缶・ビン・ペットボトルなどを拾い集め、指定場所に運搬していただきました。

集められたごみは、可燃ごみが約860k g、不燃ごみが約947k gで、令和3年度に比べると可燃ごみでは約320k g減少しましたが、不燃ごみで約32k g増加しました。全体では約288k gの減少となっておりますが、ごみの中には、家電リサイクルの対象である冷蔵庫や洗濯機やテレビのほか、大量のタイヤなどの不法に投棄されたと思われる廃棄物などもあり、引き続きマナーの向上や不法投棄防止の啓発を実施してまいります。

一斉清掃に参加してくださいました町民の皆様には感謝申し上げますとともに、7月9日に計画しております八森地区海岸清掃にも町民多数のご協力をお願いいたします。

5月24日、春の行政協力員会議を開催いたしました。

新型コロナウイルス感染症の影響により、春の会議は令和2年度から書面開催としていましたが、3年ぶりに一堂に会して開催することができました。

会議では、新たに行政協力員となった3名の方々に委嘱状を交付した後、今年度の町の主要事業を説明して、ご理解とご協力をお願いいたしました。

次に、「令和4年春の叙勲」について申し上げます。

5月9日、八峰町消防団団長を務められた本多 建さんが、峰浜村及び合併後の八峰町の消防団員として、通算43年の長きにわたる消防団活動の功績が認められ「瑞宝双光章」を受章されました。皆様にもご報告申し上げますとともに、心より敬意とお祝いを申し上げます。

次に、「地域おこし協力隊」について申し上げます。

5月23日に農業推進コンシェルジュを担当する地域おこし協力隊の面接試験を行い、横浜市在住の山田 勝さんと菜々子さん夫妻を内定しました。委嘱日については調整中ですが、農業振興に関する活動や情報収集・発信、県外在住就農希望者の定住・移住の相談業務など、本町では初めて農業分野での地域おこし協力隊として活躍していただくこととしており、今定例会に関連予算を提案しておりますので、よろしく願い申し上げます。

また、5月24日には、ファガスにおいて定住・移住コンシェルジュとして活動している吉田真己さんの令和3年度活動報告会を開催しました。当日は、議員の皆様や役場職員などの参加のもと、昨年7月に委嘱されてからの活動内容について、SNSアカウン

トの開設、町内の仕事に関する取材や各行事への参加や取材、オンラインで開催した移住相談会などの情報発信をはじめ、ふるさとCM大賞や転入者向けパンフレットの制作などを報告しました。今後の活躍を期待しているところです。

次に、農林業関係について申し上げます。

はじめに農作業の進捗状況についてですが、水稻の健苗育成と適正管理を図るため、県、農協等と連携して行っている「あぜ道巡回相談」を今年も4月27日に実施し、今年も天気がよく、育苗で大きく失敗したケースはないなど順調であったと伺っております。

耕起や代掻きなども順調に進み、田植え作業は5月19日以降、最盛期を迎えました。移植後の苗は順調に生育しており、今年も天候に恵まれ、無事に収穫期を迎えられるよう願っているところです。

また、今年産米の作付動向について、農家から提出される「水稻生産実施計画書兼営農計画書」いわゆる確認野帳を集計したところ、5月24日現在の本年産の水稻作付面積は、前年実績と横ばいの1,088haで、このうち主食用米は1,001ha、非主食用米は87haとなっており、前年実績を、主食用米で25haの減、非主食用米が16haの増となっています。

しかし、主食用米の作付面積は、町が示した「生産の目安」を29ha上回り、数量換算でも168t上回る5,766tと推計されます。

そのため、町再生協では、県が示した令和4年産に向けた取組方針に従い、集荷業者の事前契約締結状況の把握と、それに基づく非主食用米への振り分けを働きかけるとともに、集荷業者に対し需給情報を適切に提供するなど、県産米の需要と価格の安定に取り組むとしています。

次に、「有限会社峰浜培養」の経営状況について報告いたします。

令和3年度は、製造したホダを243万4,000本販売したほか、直営ハウスのシイタケ販売と合わせた総販売額は4億100万円の実績で、会社全体としては約640万円の黒字決算となりました。

生産面での課題である摘み取り手の確保については、峰浜培養が中心となって各生産者間で摘み取り手を回転させながらうまく機能していることから、さらに摘み取り手の育成に努め、生産拡大の後押しをしていきます。

また、ホダ販売代金の入金については、単価安に加え、電気と灯油の高騰で経営収支が厳しく、特に大規模生産者の打撃が大きく入金延滞金が増えてきており、毎月、JA

と生産者、峰浜培養の三者間で栽培方式などの経営見直しを図りながら回収に努めている状況です。

令和4年度は、廃業や単価の安い夏場の栽培を控えるなどの要因から、ホダ製造については、231万本の販売計画としたところです。

新型コロナウイルス感染症の影響によりシイタケの販売単価が下落し、生産者の栽培縮小が進んでおり、それを補うため地区外での販売先確保に努めるとともに、水稻農家に冬季農業としてシイタケ栽培に取り組んでいただくなど、ホダ生産量の増に努めてまいります。

さらに、第2工場の一部製造過程の変更や従業員の人員を含めた配置の効率化を進め製造コスト削減を図ることなどにより、会社全体の当期利益金450万円を計上しています。

次に、観光関係について申し上げます。

5月27日、ぶなっこランドを会場に「白神山地八峰町ルート安全祈願祭」が、NPO法人八峰町観光協会の主催で行われました。

例年、安全祈願祭と併せて、町主催による「自然観察会二ツ森登山」を実施していましたが、今年も「新型コロナウイルス」への感染防止の観点から取りやめるとともに、安全祈願祭についても、関係者のみで神事を執り行うなど規模を縮小して開催され、1年間の山での無事故と無災害をお祈りいたしました。

二ツ森登山ルートのアクセス道路である「町道白神二ツ森線」の除雪作業は、4月20日に開始しました。今冬の大雪により積雪量は例年の2倍以上となっておりますが、作業は順調に行われ、5月17日に終了しております。

その後、路面等の清掃と点検作業に続き、登山口トイレの開放と登山道の安全確認を行い、今シーズンの登山客の受け入れ体制は無事完了いたしました。

白神山地への入山者はコロナ禍により減少しておりますが、観光客はじめ町を訪れる方々に対して世界自然遺産「白神山地」の価値を伝えながら、白神観光の推進を図っていくことが重要でありますので、地元のガイド団体等をはじめ関係機関とも連携しながら、入山者の安全と白神山地の環境保全に努めてまいります。

次に、「ハタハタの里観光事業株式会社」の令和3年度の経営状況についてご報告いたします。

八森いさりび温泉ハタハタ館は、開業29年目を迎え、八峰町の観光、保養の拠点施設

として地域振興に大きな役割を果たしてまいりました。

令和3年度の経営につきましては、令和2年3月に策定した「経営改善計画」を基本とした「販売費及び一般管理費」の削減に努めてまいりましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大や燃油価格の高騰が大きく影響したことにより、1,456万2,000円の赤字を計上する結果となりました。

全体の売上高は、1億3,984万3,000円と前年比1,211万8,000円の増収となりましたが、コロナ禍前の令和元年度よりは約4,400万円の減収となっています。

部門別では、宿泊部門が秋田県や町の宿泊助成制度を活用した様々な特別宿泊プランの企画・実践などにより、宿泊施設開設以来の大きな増収となったものの、宴会仕出し部門やレストラン部門、売店部門においては、「人の流れ」がストップしたことによる観光バス立ち寄りの激減や、1年を通じて「会食の自粛」が続いたことにより、売り上げが大きく減少しております。

また、入浴者数は、能代保健所管内でコロナ陽性者が毎日のように確認されたことなどにより、前期比1,442人減の7万3,153人となりました。

一般管理費につきましては、退職者の不補充等により人件費をギリギリまで抑えてまいりましたが、燃油価格や原材料費の高騰が大きく影響し、特に灯油代が前年比368万3,746円増加の1,036万7,090円となり、経営を圧迫する一因となっております。

今回の赤字で、ハタハタの里観光事業株式会社として、初めて累積赤字額が資本金を512万8,609円上回る債務超過となりました。また、5月30日に開催された株主総会では、監査役から異例といえる第29期監査付帯意見が提出され、将来的に資金ショートに陥る危険性が指摘されております。

町といたしましては、「売り上げを伸ばす」更なる努力の実践及び経営改善計画の着実な実行による経費節減を求めるとともに、ハタハタ館存続に向けた緊急的な支援や、指定管理料の見直しを検討してまいりたいと考えています。

次に、サーモン養殖試験事業について申し上げます。

昨年12月27日に網入れされた岩館漁港におけるサーモン養殖試験については、日本サーモンファーム株式会社の技術指導を受け、若手漁業者でつくる株式会社八水のメンバーが給餌や見回りなどの管理を行ってまいりました。

その後、順調な生育を続け、4月7日に行われた第1回目の価格調査では、2.2kgから3.6kgの10尾が競りにかけられ、1kg当たり2,000円の高値を付けました。5月

11日には第2回目の価格調査が行われ、2.8kgから4.7kgの15尾が、1kg当たり1,500円から1,800円の値を付けました。予想より高値で落札されたことに関係者も喜んでおりました。

5月28日には全量が水揚げされ、当日の水揚げは361尾となり、価格調査の25尾、試食等の9尾、傷や未成魚のため出荷できない10尾を合わせると、水揚げ総数は405尾となりました。投入された稚魚500尾に対し生存率は81%で、目標とする80%を達成することができました。重さは平均で3.8kgと十分に生育しており、今回の養殖試験は大成功したものと受け止めております。

この成功は関係者の情熱と努力の成果であり、今後、このサーモン養殖事業を順調に実施することにより、漁業収入の向上が図られるとともに、若い漁業者の就業にも繋がります。八峰町の水産業に夢と希望をもたらすものと大いに期待を抱いております。

株式会社八水からは、今年度においても事業化に向けた試験養殖について、生産規模を2倍にして実施したいという意向を伺っておりますので、町といたしましても、県や漁協と連携しながら強力で支援してまいりたいと考えております。

次に、「御所の台エリア再構築構想」策定について申し上げます。

町ではこれまで、御所の台エリアの活性化についての意見交換会や、実際に道の駅を移転することを前提とした「道の駅はちもり移転に向けた懇談会」を実施してまいりました。

昨年実施した懇談会では、トイレ等の設備に関する要望、温泉を活用した足湯の設置、ハタハタ館や産直ぶりこ等周辺施設との連携や観光ルートの可能性など、様々なご意見やご提案をいただきました。

そこで今年度においては、「道の駅はちもりの御所の台エリア移転」を契機として、ハタハタ館やあきた白神体験センター、産直ぶりこ、オートキャンプ場、ふれあいパークを有効的に連携・活用し、エリア全体の再構築を図りながら町全体の観光や商工業の振興に繋がりたいと考え、「御所の台エリア再構築構想」を策定することといたしました。

構想では、これまで頂戴したご意見を踏まえながら、民間事業者から広く優れた提案を募集したいと考えており、今定例会に関連予算を提案しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、5月25日に行われたチャレンジデー2022について報告いたします。

3年ぶり8回目の参加となる今年度は、金メダルの獲得となる、参加率60%を目標に

掲げ実施いたしました。

5月の連休明けから、公共施設や主要道路、各自治会内にはのぼり旗が立てられ、チャレンジデーに向けての雰囲気は大いに盛り上がっております。

本番当日は、早朝からウォーキングをする人やラジオ体操で体を動かす人、ゴルフやゲートボールやグラウンドゴルフで汗を流す人が多く見られ、その後も学校や職場、公園や体育館などでスポーツや運動に取り組む姿が終日見受けられ、正に町がスポーツ一色に染められた一日でした。

今回の対戦相手は、北海道東北部に位置し、日本三大湖の一つサロマ湖を抱える町、湧別町で、湧別町の参加率は61.9%でした。

一方、当町の参加者は3,949人、参加率は59%で、目標にはわずかに届かず、対戦でも残念ながら僅差での敗北となりました。

チャレンジデーに参加していただいた町内外の皆様と、チャレンジデー実行委員会委員はじめ、実施に当たりご協力をいただきました自治会、町内事業者、各種団体や多くの関係者の皆様に厚くお礼申し上げます。

次に、スポーツ少年団活動について報告いたします。

5月28日・29日に開催された高円宮杯第42回全日本学童野球県大会山本郡予選で、八峰グローリーズが見事優勝を飾り、6月25日から潟上市で開催される県大会への切符を手に入れました。

予選決勝で見せた、粘り強く決して諦めないチームカラーを発揮し、県大会においても大なる活躍を期待しているところです。

次に、本定例会に提出しております議案の概要についてご説明いたします。

議案第45号、八峰町高齢者コミュニティセンター条例を廃止する条例制定については、八峰町高齢者コミュニティセンター「湯っこランド」を廃止するため、条例制定しようとするものであります。

議案第46号、八峰町サケふ化場条例を廃止する条例制定については、八峰町サケふ化場を廃止するため、条例制定しようとするものであります。

議案第47号、新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更については、公有水面埋め立てにより新たに生じた土地について、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第48号、三種・八峰養護老人ホーム組合規約の一部変更については、運営経費の

負担割合の決定方法について、構成団体の長の協議による方法を追加すること及び当該組合規約の変更に関する関係地方公共団体との協議について、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第49号、令和4年度八峰町一般会計補正予算（第1号）は、3億148万6,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を65億4,348万6,000円とするもので、主な歳出は、人事異動に伴う人件費の組み替えのほか、当初予算を骨格予算としたことに伴う肉付け予算の追加などとなっております。

議案第50号、令和4年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）は、110万5,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を8億6,018万円とするもので、主な歳出は、制度改正に伴う税システム改修費の追加であります。

議案第51号、令和4年度八峰町営診療所特別会計補正予算（第1号）は、26万3,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を8,064万9,000円とするもので、人事異動に伴う人件費の組み替えであります。

議案第52号、令和4年度八峰町簡易水道事業会計補正予算（第2号）は、収益的収入及び支出から114万7,000円を減額して、収益的収入及び支出の予定額を2億6,379万2,000円とするもので、内容は、人事異動に伴う人件費の補正であります。

議案第53号、令和4年度八峰町下水道事業会計補正予算（第1号）は、収益的収入及び支出の予定額に69万1,000円を追加して、収益的収入及び支出の予定額を5億1,675万8,000円とするもので、内容は、人事異動に伴う人件費の補正であります。

報告第1号、繰越明許費繰越計算報告については、令和3年度八峰町一般会計の繰越明許費繰越計算報告であります。

報告第2号、事故繰越し繰越計算報告については、冬季の大雪により事故繰越しとした町単農業農村整備事業についての繰越計算報告であります。

報告第3号、予算の繰越計算報告については、令和3年度八峰町簡易水道事業会計予算の繰越計算報告であります。

以上、本定例会でご審議いただく議案は9議案で、報告件数は3件であります。

詳細については各議案の提案の際に説明させますので、よろしくご審議の上、適切にご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（皆川鉄也君） 日程第4、発議第3号、水田活用の直接支払い交付金の見直しに関する意見書についてを議題とします。

発議案の朗読は省略いたします。

お諮りします。本件は、さきの議会全員協議会で協議し、議員全員の総意による発議でありますので、説明、質疑を省略し、討論も省略したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 異議なしと認めます。

これより発議第3号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

関係機関に意見書を送付いたします。

日程第5、議案第45号、八峰町高齢者コミュニティセンター条例を廃止する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。石上福祉保健課長。

○福祉保健課長(石上義久君) 議案第45号についてご説明させていただきます。

議案第45号、八峰町高齢者コミュニティセンター条例を廃止する条例制定について。

八峰町高齢者コミュニティセンター条例を廃止する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年6月15日提出

八峰町長 森 田 新一郎

提案理由です。施設の老朽化等により、八峰町高齢者コミュニティセンターを、令和4年6月30日付けで用途廃止するため、条例の廃止を行うものであります。

次のページをご覧ください。

この条例は、令和4年7月1日から施行いたします。

説明は以上となります。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

○議長(皆川鉄也君) これより議案第45号について質疑を行います。質疑ありませんか。

8番見上政子さん。

○8番(見上政子さん) 湯っこランド、まあ高齢者コミュニティセンターが湯っこランドになってるんですけども、その場所的には、それからいろんな修理費が嵩むってい

うことで聞いてますけれども、場所を変えてやることは考えないかっていうことと、それから、これを廃止するに当たって利用者の声を聞いたのかどうか。その点をお願いします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の質問に対し、当局の答弁を求めます。石上福祉保健課長。

○福祉保健課長（石上義久君） ただいまの見上議員のご質問にお答えします。

場所を変えてやらないかという最初の質問につきましては、八峰町にも温泉財産がございます。民間の事業者が2つ、事業経営している状況でございますので、そちらを有効に活用しながら健康寿命の延伸に努めていただきたいと考えておりますし、高齢者ならずとも町民の健康の増進のため、できる限りの支援、これからの対策は検討してまいりたいと考えております。

続きまして2つ目の質問の湯っこランドの利用者のご意見を聞いたのかどうかというお話でございますが、実際に存続してほしいという方はいらっしゃいますし、そう願う気持ちも分からないではございませんが、お金を徴収して今老朽化した施設を修繕しながら継続していくのは、昨年度、エアコンの落下事故が起きたような状況で、利用者の安全確保という最低限の確認ができないような状況まで施設の老朽化が進んでおる事態になっておりますので、そこはご了解いただきたいと思います。

回答は以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 今回の課長の答弁だと民間の事業所があるので、それを利用することもあるということですが、この湯っこランドは月曜日と金曜日ですか、八森地区と峰浜方面からバスを運行して、大変喜ばれております。で、これが廃止されるということはニュースで知ってすぐ、もう峰浜方面の人たちはやはりすごい不安を感じて、みんなでおとも苑さ行くしかねえなという、おとも苑は迎えに行くからということで、そういう話がばあっと、この1カ月、2カ月ぐらいの間に広がって、これが町民の中でも町民の声としても、そこまでさねばねんだがってという、何かこうやっぱり同情するというかね、そこまで町民の中も声が広がってまして、そして、峰浜方面は冬の間バスが満杯になって、町の車を追加して走らせたということもあります。もう本当に利用がいっぱいなんですけれども、やはりこれは、これに応えるためには、民間の事業者と連携してということですが、白神温泉ホテルと何か約束とか利用するのでとかそう

いうふうなことがあるんですか。それとも、もうきっぱりこれをやめて、高齢者コミュニティセンターですので、これを廃止するという事は、場所を変える、場所を変えなければならないという事は私も分かります。津波の危険があるところですので。これをハタハタ館に利用できないか。町内の皆さんはやっぱり、じゃあハタハタ館使えばいいんでがっていう、ハタハタのバスも、送迎も、バスとまったままなってるしっていうことがあります。そのことについて、町長どのように考えますか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の質問に対し、当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 湯っこランドを今の場所で大規模改修して営業を続けるというのは、全協等でも説明したとおり、これは、まあ容易でないことだと思います。そして別な場所でやられないかっていう部分のお話ですけれども、別の場所でやるにしても、逆にいけば、ハタハタ館の、いわゆる温泉のある場所でないと駄目なわけですから、まあそういう、どこの場所に立地するかという部分も非常に困難でありますし、それと利用者数がだんだんだんだん減ってきておりますから、そういう部分でも、まあ今現在の温泉施設はハタハタ館と白神温泉ホテルありますので、そちらの方を有効活用する、できるようなそういう方法を検討していきたいというふうな形で思っています。

先般のハタハタ館の意見交換の中でも、バスを有効活用するとか、そういう一般質問も出ておりますので、そういう形の部分で、この湯っこランドを利用してきた方々への利便性を図っていくような事業をやってきたいというふうに思っています。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） これで質問終わりますけども、もう少し聞かせてください。

その際ですね、ハタハタ館を有効活用するという事の中で少しは安心したんですけども、その際の料金設定とか、まあ300円で今まで利用してました。で、それこそお昼はドライバー海さんの方からいろんなものをもって、それを楽しみに、食べることも楽しみにしてたんですけども、その料金設定についてとか、そういうことはですね、いきなり、まあ高齢者コミュニティセンターを廃止しますというふうなわけにはいかないと思うんですけども、これからどのようにこれを周知していくのか、それで料金設定についても考えているのか、教えてください。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の質問に対し、当局の答弁を求めます。石上福祉保健課長。

○福祉保健課長（石上義久君） ただいまの見上議員のご質問にお答えいたします。

現状、高齢者コミュニティセンター湯っこランドの利用料につきましては、1回300円、町内の温泉事業所については、それぞれ500円という形になっております。実際に利用する側としては、200円の差額が発生するかと想定されるので、その中で有効な財源があるような状況を見据えて、その急激な料金の負担が増えることによって激変緩和措置ということを今後検討していきたいとは考えております。実際その財源をどのような形でやるのかにつきましては、庁舎内でも今検討に進んでいる段階でございます。

回答は以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論なしと認めます。

これより議案第45号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第46号、八峰町サケふ化場条例を廃止する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。山本産業振興課長。

○産業振興課長（山本 望君） 議案第46号についてご説明いたします。

議案第46号、八峰町サケふ化場条例を廃止する条例制定について。

八峰町サケふ化場条例を廃止する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年6月15日提出

八峰町長 森 田 新一郎

提案理由です。八峰町サケふ化場が老朽化により適正な維持管理が困難となり、設置目的を果たすことができなくなったためでございます。

次のページをご覧ください。

条文でございます。

八峰町サケふ化場条例を廃止する条例

八峰町サケふ化場条例は、廃止する。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

サケふ化場は、昭和53年に建設し、真瀬川サケマス生産組合にてサケのふ化放流事業を行ってきましたが、組合は組合員の高齢化を理由に平成23年に解散しております。以降は利用していない状態でしたので、このたび解体するもので、併せて設置条例を廃止するものです。

説明は以上です。何とぞご審議の上、ご承認くださるようお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第46号について質疑を行います。質疑ございませんか。6番菊地 薫君。

○6番（菊地 薫君） この廃止条例は何ら異議あるわけではないわけですが、関連してですね一つ伺いたいと思います。

サケふ化場、まああそこなくなったわけですが、先ほどの行政報告でも町長がサーモンの養殖事業が大成功裏に終わったということで、この後倍にしたい、その後の考えればですね、このサーモンの稚魚の購入手段、手立てというのが、これ目的に沿ってできるのかどうかということ。将来的には、やはり八峰でこれを手がけないと、私はとても事業展開はできないと思うんですよ。そういう考え、そういう方向性をお持ちなのかどうか、この点お願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの6番議員の質問に対し、当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 菊地議員がご指摘のとおりでありまして、日本サーモンファームさんの方では、青森県の部分で1,400tの水揚げ高までこうやっていますので、私どもの部分に対する稚魚の供給、これ自体も非常に厳しい、そういう状況が見込まれております。私どもこの後に県と、それから漁協と町と、それから日本サーモンファームさんの方で協定を結ぶ、今方向で準備しております。その方向の中で、菊地議員がおっしゃったような内容の部分も含めて相談した上で、その上でまた全協等で説明させていただきたいと思います。

いずれ稚魚を町自体でやるというのは、これは技術的に困難でありますけれども、町の中の河川の中で、そういうふ化場を建設する可能性のあるところはありますので、そ

ういう部分についてももう少し議論を深めた後で議会の方に報告したいと思います。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようでございますので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第46号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。11時10分より再開をいたします。

午前11時02分 休 憩

.....
午前11時10分 再 開

○議長（皆川鉄也君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第7、議案第47号、新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更についてを議題とします。

当局の説明を求めます。和平総務課長。

○総務課長兼新型コロナウイルス総合対策室長（和平勇人君） 議案第47号についてご説明いたします。

議案第47号、新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更について。

地方自治法第9条の5第1項の規定により、下表の左欄に掲げる土地が新たに八峰町の区域内に生じたことを確認し、同法第260条第1項の規定により、当該土地を同表の右欄に掲げる字の区域に編入するため、議会の議決を求める。

令和4年6月15日提出

八峰町長 森 田 新一郎

表についてご説明いたします。

区域が八峰町八森字岩館102番、104番1、105番、107番1、107番2及び86番3の地先

公有水面埋立地。面積が541.32㎡。編入する字の区域は、八峰町八森字岩館でございます。

提案理由です。八峰町の区域内に、公有水面埋立法に基づき埋め立てた土地が新たに生じたので、地方自治法の規定に基づきその旨を確認し、併せて当該土地を字の区域に編入するため議会の議決を求めるものでございます。

当該公有水面埋立につきましては、県の岩館第2漁港内で行っている公有水面埋立でございまして、公有水面埋立法の規定に基づき、平成31年3月定例会におきまして、県の計画どおり承認することについて議決いただいております。このたび工事が完成し、県より地方自治法に基づく手続きの依頼があったことから、本定例会に提案することとしたものでございます。

事業の内容につきましては、提出しております議案説明資料をご覧ください。

埋立地の用途は、県からの公文書項番3にありますとおり、物揚場、野積場、駐車場敷地でございます。

資料の次のページは、用地平面図と航空写真を重ね合わせたものでございます。

写真中央が岩館第2漁港、右下に一部見える道路が町道小入川岩館線、これに接続して岩館第2漁港前まで延びる道路が町道門の沢北海岸線でございます。八峰町八森字岩館と八森字門の沢の字境は、ほぼこの町道門の沢北海岸線に沿っており、写真中央の赤い太線で囲まれた埋立地は、八森字岩館の区域と接していることから、当該土地を八森字岩館の区域に編入することとしたものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

- 議長（皆川鉄也君） これより議案第47号について質疑を行います。質疑ありませんか。11番山本優人君。
- 11番（山本優人君） これ埋立地で、この各々の番地だわけですけども、今までそうすると、この各々の番地が海だったのを埋め立てたということで、土地になったということで理解するわけですが、ここの最終的な番地っていうのは統一にならないんですか。
- 議長（皆川鉄也君） ただいまの11番議員の質問に対し、答弁を求めます。和平総務課長。
- 総務課長兼新型コロナウイルス総合対策室長（和平勇人君） ただいまの山本議員のご質問にお答えいたします。

先ほど議案の中でご説明した地番は、この航空写真の図面の方でご説明いたしますが、この海岸道路の内側、まあ山側ですね、この民地についている地番でございます。で、この地先ということで、この赤い枠のところを指定しているものでございまして、ここには地番はございません。議員ご指摘のとおり、ここはもともと海だったところで、地番がないところを埋め立てて土地ができたということで、地番がないので地先という表示で場所を示しておりますので、現在も地番はない状態でございます。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） この航空写真見ますと、あれでしょうか、この前の能代沖の津波で被害を受けた地域になりますか。菊地良定さんの家のあたりがかなり被害受けて、船が壊れたり、いろんな損害受けたんですけれども、そこのカーブと違いますか。その辺ちょっと分かったら教えてください。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の質問に対し、答弁を求めます。和平総務課長。

○総務課長兼新型コロナウイルス総合対策室長（和平勇人君） ただいまの見上議員のご質問にお答えします。

ご指摘のとおりでございます。先ほどご説明しました町道門の沢北海岸線が海岸道路と接続しているところの右側の角が議員ご指摘の土地でございますので、ちょうどその南側、少し南側ですね、まあ道路に接すればすぐ見えるところですけども、すぐ付近ということになります。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑がないようでございますので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第47号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第48号、三種・八峰養護老人ホーム組合規約の一部変更についてを議題とします。

当局の説明を求めます。石上福祉保健課長。

○福祉保健課長（石上義久君） 議案第48号についてご説明させていただきます。

議案第48号、三種・八峰養護老人ホーム組合規約の一部変更について。

地方自治法第286条第2項の規定に基づき、関係地方公共団体で協議の上、三種・八峰養護老人ホーム組合規約の一部を別紙のとおり変更する。

令和4年6月15日提出

八峰町長 森田 新一郎

提案の理由です。令和4年度普通交付税の算定に用いる一部事務組合に係る算入方法等の改正に伴う組合規約の変更に関する関係地方公共団体との協議について、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

次のページが改め文です。

第13条に第3項となる次の1項を加えるものであります。

第3項、前項の規定によりがたい経費の負担については、別に構成団体の長の協議によりこれを定めるという規定を加えるもので、この規約は、令和4年7月1日から施行します。

この規約の改正につきましては、令和4年度普通交付税の算定に用いる一部事務組合に係る同事務組合職員の児童手当の支給対象児童数に関するものの算入方法に変更があったことによる改正でございます。前年度までは構成市町村の国勢調査人口に応じて按分することとなっておりましたが、今年度より当該組合を構成する三種町・八峰町の長が協議してこれを定め、総務大臣の承認を得た率によって按分することとされたことから、規定を改正するものでございます。

説明は以上となります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第48号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第48号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 異議なしと認めます。したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第49号、令和4年度八峰町一般会計補正予算(第1号)を議題とします。

当局の説明を求めます。日沼副町長。

○副町長(日沼一之君) 議案第49号についてご説明いたします。

議案第49号、令和4年度八峰町一般会計補正予算(第1号)。

令和4年度八峰町の一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによります。

第1条で、歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算も総額に歳入歳出それぞれ3億148万6,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ65億4,348万6,000円とするものでございます。

第2条は、地方債の補正で、追加及び変更でございます。

令和4年6月15日提出

八峰町長 森 田 新一郎

4ページをお開きください。

地方債の補正につきましては、「第2表 地方債補正」に記載しております。

1、追加の護岸等整備事業につきましては、小釜沢川護岸等整備事業に伴う充当財源として2,100万円の追加補正でございます。緊急浚渫推進事業につきましては、夏井沢川と小釜沢川の河川浚渫事業に伴う充当財源として2,500万円の追加補正でございます。

2、変更の町道法面保護事業につきましては、1,000万円から2,500万円の変更で、1,500万円の追加。それから、過疎対策事業の通常分につきましては、2億1,830万円から2億7,420万円の変更で、5,590万円の追加ですが、詳細につきましては、22款町債のところでご説明いたします。

次に、歳入歳出の主な補正理由について、事項別明細書8ページ以降をご覧くださいながら歳入歳出の順にご説明いたします。

まず歳入ですけれども、8・9ページをお願いいたします。

15款国庫支出金2項国庫補助金1目総務費国庫補助金1節総務費補助金のうち個人番

号カード利用環境整備費補助金につきましては、マイナポイント事業の補助金でございます。当初予算編成後に補助金交付の詳細が判明しましたので、101万6,000円の追加補正でございます。

細節18の新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金につきましては、町の生活支援対策や事業者支援対策などの関連事業へ充当する財源として、昨年の国の第3次補正予算で示された八峰町分の交付限度額の事業精算に伴う繰越額分604万3,000円と、令和4年度に示された交付限度額5,669万5,000円の合わせて6,273万8,000円の追加補正でございます。

2目民生費国庫補助金1節社会福祉費補助金につきましては、町が障がい者等の重度化・高齢化や親亡き後に備える取り組みとして行う地域生活支援拠点整備事業の国庫補助金277万2,000円の追加補正でございます。

2節児童福祉費補助金につきましては、新型コロナウイルス感染症が長期化する中で、国では食費等の物価高騰などに直面する低所得の子育て世帯に対し特別給付金を支給する生活支援を行うことといたしました。児童扶養手当受給者や児童手当特別児童扶養手当、高校生のみ養育世帯の住民税均等割が非課税である世帯等に対し、1人当たり一律5万円を給付する事業であり、その事業の充当財源として子育て世帯生活支援特別給付事業補助金として350万円と、事務費補助金として5万7,000円の合わせて355万7,000円の追加補正でございます。

3目衛生費国庫補助金につきましては、新型コロナウイルスのワクチン4回目接種等の対応に当たり、会計年度任用職員2名分の人件費等を補助金の対象経費として取り扱うことができることから、新型コロナウイルス接種体制確保事業費補助金404万円の追加補正でございます。

5目土木費国庫補助金につきましては、今年度における国の事業採択に伴い、社会資本整備総合交付金2,500万円の追加補正でございます。

16款県支出金2項県補助金2目民生費県補助金につきましては、先ほど国庫補助金のところでご説明いたしました、町が障がい者等の重度化・高齢化や親亡き後に備える取り組みとして行う地域生活支援拠点整備事業の県補助金138万6,000円の追加補正でございます。

4目農林水産業費県補助金1節農業費補助金のうち農業次世代人材投資事業費補助金につきましては、次世代を担う新規就農者の経営が軌道に乗るまでの間を支援する事業

であります。対象が1組追加となることから225万円の追加補正でございます。

細節75の県産米品質向上支援事業費補助金につきましては、秋田県産米が産地間競争に打ち勝ち、農業経営が維持できるよう品質向上に必要な機器等の導入に対し支援する事業でございます。光選別機、米粒判別機の導入の事業要望があることから504万3,000円の追加補正でございます。

19款繰入金2項基金繰入金1目財政調整基金繰入金につきましては、歳入歳出補正全体の調整のため、財政調整基金繰入金7,000万円の追加補正でございます。

10・11ページをお願いします。

20款繰越金1項繰越金1目繰越金につきましては、歳入歳出補正の財源確保のため、前年度繰越金678万4,000円の追加補正でございます。

22款町債につきましては、先ほどご説明いたしました第2表 地方債補正変更の内容ですが、1項町債1目総務債2節集会施設建設事業債につきましては、岩館地区防災コミュニティセンター建設事業、それから埴及び大信田地区の2つの多目的集会施設の下水道接続に伴う集会施設建設事業分の充当財源として過疎債1,530万円の追加補正でございます。

5節地上デジタル放送難視聴対策事業につきましては、平成22年度に旧岩館小学校前に設置した小入川岩館地区の地デジ設備一部老朽化に伴い、更新が必要であることから、地上デジタル放送難視聴対策事業分の充当財源として過疎債560万円の追加補正でございます。

3目農林水産業債につきましては、県営林道峰浜線の事業費が増額となったことから町の負担金も増額となることに伴い、林道整備費分の充当財源として過疎債350万円の追加補正でございます。

4目土木債1節町道整備事業債につきましては、町道石川線道路改良事業、町道目名潟大沢線交差点改良及び防雪柵整備事業の充当財源として過疎債3,900万円の追加補正でございます。

2節自然災害防止事業債につきましては、町道滝の間繫線法面保護事業において、設計業務の委託の報告により補修箇所が広範囲になることから事業費の追加分と、小釜沢川護岸等整備事業に伴う充当財源として緊急自然災害防止債3,600万円の追加補正でございます。

4節除雪機械設備事業債につきましては、除雪機械購入事業の充当財源の一部に社会

資本整備総合交付金を充当できることになりましたので、過疎債750万円の減額補正で
ございます。

6節緊急浚渫推進事業債につきましては、夏井沢川と小釜沢川の河川浚渫事業に伴う
充当財源として2,500万円の追加補正でございます。

続きまして歳出をご説明いたします。

12・13ページをお開きください。

今回の補正予算では、職員給与費をはじめとする人件費関係につきましても予算補正
を行っております。主な内容につきましては、4月1日付けの人事異動に伴う増減と
なっておりますので、その部分についての個々の説明は省略させていただきます。

はじめに、1款議会費から2款総務費1項総務管理費1目一般管理費8節旅費につき
ましては、人件費ですので省略させていただきます。

10節需用費につきましては、先日行われた役場庁舎の消防設備点検で指摘された不具
合を修繕しようとするものであり、誘導灯本体をはじめ非常照明と誘導灯の蓄電池の修
繕料37万9,000円の追加補正でございます。

4目会計管理費につきましては、人件費ですので省略させていただきます。

以下、同様に人件費は省略させていただきます。

14・15ページをお願いします。

5目財産管理費12節委託料のうち旧岩子小学校体育館補修工事設計監理業務委託料に
つきましては、旧岩子小学校の体育館が雨漏りにより壁や床が傷んでいるため修繕対応
するもので、昨年12月議会定例会において同修繕工事設計業務委託料の追加補正をご
承認いただいて発注しております。このたびは、この修繕工事費の設計金額が確定いた
しましたので、修繕工事の監理業務部分の委託料45万円の追加補正でございます。

旧産業棟アスベスト事前調査業務委託料につきましては、令和4年4月1日からは、
平成18年以前の建物解体時には事前調査の結果を電子システムで届け出ることが義務化
されたことに伴い、44万円の追加補正でございます。

15節工事請負費につきましては、先ほど委託料のところでご説明いたしました旧岩子
小学校体育館補修工事1,900万円の追加補正でございます。

6目企画費7節報償費につきましては、企業版ふるさと納税として寄附をいただいた
際に町から感謝の印として記念品を贈呈するものであります。昨年度初めて企業版ふる
さと納税として3つの企業から寄附をいただいております。感謝状の贈呈と町ホーム

ページに企業の掲載は行っておりますが、200万円以上の寄附をいただいた場合には会社マーク入りの透かし彫り扇子など贈呈するための35万2,000円の追加補正でございます。

10節需用費につきましては、テレワークモニター事業で旧沢目子ども園を活用するに当たり消防設備点検を行ったところ、自動火災報知設備と誘導灯が作動していないことが判明しましたので、蓄電池等の交換・修繕料2万5,000円の追加補正でございます。

17節備品購入費のうち巡回バス用金庫につきましては、10月1日からの本格運用に向け準備を進めているところでありますが、本格運用後、運賃を有償化する方向で進めておりますので、その際に使用する金庫3台分の購入費45万円の追加補正でございます。

消火器につきましては、先ほど需用費のところでもご説明いたしましたが、テレワークモニター事業で旧沢目子ども園を活用するに当たり防備設備点検を行ったところ、今年でその消火器が型式失効することとなりますので、買い換え費用として8万8,000円の追加補正でございます。

18節負担金補助及び交付金につきましては、巡回バス待合室設置補助金でございます。巡回バス待合室につきましては、以前に議員の皆様から必要性を指摘されており、町では本格運行に併せて検討することとしておりました。このたび10月1日からは本格運用に移行できるよう進めているため、420万円の追加補正でございます。

7目電子計算費につきましては、秋田県町村電算システム共同事業組合にて県内12町村が共同利用している税システム及び人事給与システムの改修に係る費用の負担金247万8,000円の追加補正でございます。

9目自治振興費12節委託料につきましては、岩館コミュニティセンターの建物本体の実施設計監理業務委託料516万9,000円の追加補正でございます。

14節工事請負費につきましては、塙及び大信田地区の2つの多目的集会施設の下水道接続に伴う水洗化工事費として、工事請負費1,030万3,000円の追加補正でございます。

11目地域情報化事業費につきましては、平成22年度に旧岩館小学校前に設置した小入川岩館地区の地デジ設備の一部について、老朽化に伴う更新工事請負費566万5,000円の追加補正でございます。

次に、3款民生費についてご説明いたします。

16・17ページをお開きください。

ページ一番下の1項社会福祉費3目障害福祉費につきましては、町が障がい者等の重

度化・高齢化や親亡き後に備える取り組みとして行う地域生活支援拠点整備事業に伴う追加補正でございます。

10節需用費につきましては、拠点施設として旧石川子ども園を活用することから、修繕料150万円の追加補正でございます。

11節手数料につきましては、消防用設備等の点検料として30万円の追加補正。

18・19ページをお願いします。

12節委託料につきましては、運営主体となるさくら園への地域生活支援拠点運營業務委託料924万円の追加補正でございます。

ページ一番下の8目高齢者コミュニティセンター管理費につきましては、令和4年6月30日をもって湯っこランドを閉館することに伴い、未使用分の回数券を所有している方が不利益とならないよう対処するために、補償補填及び賠償金69万3,000円の追加補正でございます。

20・21ページをお開きください。

2項児童福祉費1目児童福祉総務費につきましては、新型コロナウイルス感染症が長期化する中で、国では食費等の物価高騰などに直面する低所得の子育て世帯に対し特別給付金を支給する生活支援を行うことといたしました。児童扶養手当受給者や児童手当特別児童扶養手当、高校生のみ養育世帯の住民税均等割が非課税である世帯等に対し、1人当たり一律5万円を給付する子育て世帯生活支援特別給付事業費の追加補正でございます。

10節需用費につきましては、事務用の消耗品費、それから印刷製本費、そして11節では通信運搬費、口座振込の手数料などの追加補正でございます。

18節負担金補助及び交付金につきましては、特別給付金の対象者として70人を見込んでおり、子育て世帯生活支援特別給付事業費補助金として350万円の追加補正でございます。

次に、4款衛生費についてご説明いたします。

22・23ページをお願いします。

ページの中段ですが、3項水道費1目簡易水道施設費につきましては、水道事業会計における人事異動による人件費の減額に伴い、簡易水道事業会計補助金112万円の減額補正でございます。

次に、6款農林水産業費についてご説明いたします。

24・25ページをお願いいたします。

1 項農業費 2 目農業総務費10節需用費につきましては、おらほの館食堂部から排出される污水管に詰まりの不具合が生じていることから、修繕料27万3,000円の追加補正でございます。

3 目農業振興費のうち 2 節給料から13節使用料及び賃借料までと、17節備品購入費のうちノートパソコン、それから18節負担金補助及び交付金のうち負担金のステップアップ研修費負担金につきましては、先ほど町長が行政報告で申し上げました地域おこし協力隊の関連経費、それぞれ計上しております。合わせて515万9,000円の追加補正でございます。

17節備品購入費の生薬電気乾燥機につきましては、キキョウの乾燥用の新規購入 2 台分の200万円の追加補正でございます。

18節負担金補助及び交付金の補助金のうち農業次世代人材投資事業補助金につきましては、次世代を担う新規の就農者の経営が軌道に乗るまでの間を支援する事業であります。対象が 1 組追加となることから225万円の追加補正でございます。

県産米品質向上支援事業補助金につきましては、秋田県産米が産地間競争に打ち勝ち、農業経営が維持できるよう品質向上に必要な機器等の導入に対し支援する事業であります。光選別機、米粒判別機の導入の事業要望があることから504万3,000円の追加補正でございます。

一番下の 6 目農業集落排水整備事業費につきましては、下水道事業会計における人事異動による人件費の増額に伴い、下水道事業会計補助金57万1,000円の追加補正でございます。

26・27ページをお願いします。

中段ですが、2 項林業費 2 目林業振興費につきましては、秋田の森林活用協議会より八峰町の活動組織から採択申請書が提出されたと報告がありました。町の嵩上げ分として、森林山村多面的機能発揮対策事業負担金11万2,000円の追加補正でございます。

3 目林道整備費につきましては、林道熊沢線改良事業の用地買収は、当初令和 3 年度で完了する予定でありましたが、2 件、2 筆分の相続登記が間に合わず、令和 4 年 3 月 31 日付けの専決処分で減額補正していたために、今回関連予算を改めて追加補正するものであります。

11節は土地登記の手続きに係る手数料、16節は土地購入費の追加補正でございます。

18節負担金補助及び交付金につきましては、県営林道峰浜線の事業増額に伴う負担金357万9,000円の追加補正でございます。

28・29ページをお願いいたします。

上段の3項水産業費2目水産振興費につきましては、当初予算において、サケマスふ化場解体事業の予算を措置しておりましたが、法の改正により、令和4年4月1日からは平成18年以前の建物解体時にはアスベストの事前調査の結果を電子システムで届け出ることが義務されたことに伴う、アスベスト事前調査業務委託料72万円の追加補正でございます。

4目漁業集落排水整館事業費につきましては、下水道事業会計における人事異動による人件費の増額で、下水道事業会計補助金12万円の追加補正でございます。

次に、7款商工費についてご説明いたします。

1項商工費2目商工観光費10節需用費につきましては、観光市の看板が破損しておりますので、修繕料28万6,000円の追加補正でございます。

12節委託料につきましては、観光市漁村コミュニティ市場のエアコンは平成20年に設置、14年経過したものであり、塩害により腐食が激しいほか、冷房や暖房の効きが悪くなっているために更新する際の設計監理業務委託料265万円の追加補正でございます。

14節工事請負費につきましては、同エアコン更新工事2,000万円の追加補正でございます。

18節負担金補助及び交付金につきましては、プレミアム付商品券発行事業補助金でございます。プレミアム率は30%と昨年と同様であります。発行冊数を7,000セットと昨年より2,000セット増とした事業補助金2,250万円の追加補正でございます。

3目観光費につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化していることから、今年も引き続き、町独自の支援策として町内宿泊助成事業費を計上しております。

10節需用費では、消耗品費、ポスター・チラシの印刷製本費、それから通信運搬費、30・31ページをお願いします。今度は新聞掲載等の広告料を、それから18節負担金補助及び交付金に町内宿泊助成事業補助金として3,200万円をそれぞれ追加し、合わせて3,299万9,000円を追加補正するものでございます。そのほか、御所の台キャンプ場の松くい虫による被害木の伐採処理として、11節役務費、手数料25万円を、13節機械借上料、そして合わせて70万円の追加補正でございます。

また、12節委託料につきましては、道の駅はちもりを御所の台に移転するほか、ハタ

ハタ館やあきた白神体験センターオートキャンプ場、ふれあいパークを有効活用し、町全体の活性化に繋げるため、エリア全体を再構築する構想を募集する御所の台エリア再構築構想策定業務委託料1,000万円の追加補正でございます。

6目ポンポコ山公園管理費につきましては、当初予算で措置しました分をほぼ使い切ったことから、今後の修繕に対応するための修繕料20万円の追加補正でございます。

7目温泉管理費につきましては、4月26日、今年です、温泉源泉ポンプのケーブルからの漏電により温泉を供給できない事案が発生いたしました。復旧までの間、地元業者からの協力を得ながら旧源泉からお湯を運ぶことで対応したほか、源泉ポンプも交換しております。今後似たような事案が発生した際に対応するため、10節需用費の修繕料に200万円を、11節役務費に作業手数料として70万円を、13節使用料及び賃借料に温泉湯を運ぶ際などに係る車両借り上げとして自動車等30万円をそれぞれ追加補正するものでございます。

次に、8款土木費についてご説明いたします。

32・33ページをお開きください。

2項道路橋梁費1目道路維持費14節工事請負費につきましては、町道椿漁港線防雪柵設置工事に250万円を、町道滝の間繫線法面保護工事に1,500万円を、町道本館町2号線路肩保護工事に520万円を、これは見上議員のご質問されたところですので、合わせて2,270万円の追加補正でございます。

2目道路新設改良費12節委託料につきましては、町道目名湯大沢線の交差点改良事業と防雪柵整備事業に係る設計業務委託料でございます。交差点改良分につきましては、田中地区の十字路を改良するものであり、測量設計業務委託料に1,100万円を、補償調査算定業務委託料に200万円、それぞれの追加補正でございます。防雪柵分につきましては、水沢とウトウ坂下の間に防雪柵を設置するため、測量設計業務委託料600万円の追加補正でございます。

14節工事請負費につきましては、社会資本整備総合交付金の事業採択に伴い、昨年に引き続き町道石川幹線道路改良工事2,500万円の追加補正でございます。

16節公有財産購入費につきましては、町道目名湯大沢線交差点改良工事に伴う土地購入費500万円の追加補正でございます。

21節補償補填及び賠償金につきましては、同じく町道目名湯大沢線交差点改良事業に伴う電柱等移設に係る補償金800万円の追加補正でございます。

34・35ページをお開きください。

中段の3項河川費2目河川維持費12節委託料につきましては、小釜沢川護岸整備工事に伴う測量設計業務委託料に600万円を、夏目沢川河川浚渫工事に伴う測量設計業務委託料に500万円、それぞれの追加補正でございます。

14節工事請負費につきましては、小入川川床補修工事に145万円を、小釜沢川護岸整備工事に1,500万円を、小釜沢川河川浚渫工事に2,000万円、それぞれ追加補正するものでございます。

4項下水道費1目下水道費につきましては、下水道事業会計における人事異動による人件費の増額に伴い、下水道事業会計補助金2万5,000円の追加補正でございます。

36・37ページにつきましては、住宅管理費と非常備消防費の人件費ですので省略させていただきます。

また、38ページから43ページの10款教育費につきましては、後ほど教育長からご説明をいたします。

次に、13款諸支出金についてご説明いたします。

ずっと7ページほど進みまして、44・45ページをお開き願います。

2項諸費1目国県庫支出金返納金につきましては、令和3年度分の事業精算に係る過年度分の返還金でございます。子育て世帯等臨時支援事業分としまして1,000円の追加補正でございます。

説明は以上でございます。何とぞよろしくご審議いただき、ご承認くださいますようお願いいたします。

それでは、教育費関係の説明を教育長からお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） 川尻教育長。

○教育長（川尻茂樹君） それでは私の方から、教育委員会関係予算をご説明いたします。

ページ戻っていただいて、38・39ページの10款教育費をお開きください。

1項教育総務費2目事務局費7節報償費につきましては、学校統合により遠距離通学となる児童生徒を視野に入れたスクールバス運行を実施しておりますが、学校統合と影響のない地区の児童生徒もスクールバスを運行しているため、スクールバス全体の経費が約1億円になっており、学校関係予算の約半分を占めてます。児童生徒の安心・安全な登下校のあり方とスクールバスの今後の運行について検討を行うため、30万3,000円の追加補正でございます。

2項小学校費1目峰浜小学校費につきましては、落雷により体育館の暖房機が使用できない状態になっており、冬期の利用前に修繕が必要でありますので、修繕料として需用費329万4,000円の追加補正でございます。

40・41ページお開きください。

4項幼稚園費3目峰浜ポンポコ子ども園費17節備品購入費につきましては、園庭管理のため使用している芝刈り機が経年劣化による故障のため使用できなくなったことから、新たに芝刈り機を購入するため20万7,000円の追加補正でございます。

続きまして42・43ページをお開きください。

6目保健体育費2目学校給食共同調理場運営費10節需用費につきましては、4月28日の臨時議会においてご説明しておりますが、給食センターのボイラー本体内部の管体の腐食による水漏れが発生したことから、ボイラーを交換することにしました。交換完了するまでの間、通常の食器のかわりに発泡どんぶりやパルププレート皿等を購入し対応しておりました。その購入に関し既存の予算を削減する形で対応しておりましたので、その対応分として消耗品費65万円の追加補正でございます。

なお、このボイラーについては、5月28・29日の土日に取り付けを行い、6月1日から使用できるようになっております。

説明は以上でございます。何とぞよろしくご審議いただき、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） 休憩いたします。午後1時より再開いたします。

午前11時59分 休 憩

午後 1時00分 再 開

○議長（皆川鉄也君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第49号について質疑を行います。質疑ありませんか。10番門脇直樹君。

○10番（門脇直樹君） 31ページの12節委託料についてお伺いします。

道の駅をこの御所の台エリアに移して、今新たに再構築がなされようとしておりますが、このエリア内にある御所の台球場、これを将来的にどういう位置づけとしてもっていくのか、整備していくのか。この辺を伺いたしたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの10番議員の質問に対し、答弁を求めます。山本産業振興課長。

○産業振興課長（山本 望君） ただいまの門脇議員のご質問にお答えします。

球場の利用についてですけれども、球場については生涯学習課が所管の施設でございます。ただ、利用状況もそれまでではないかな、そんなに利用はないのかなという感じもしますので、まあいずれ生涯学習課の方と協議してまいりますけれども、その必要性をちょっと確認しながら、もし不要であるとすれば何に利用可能かというところもちょっとこの後協議してまいりたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ありませんか。10番門脇直樹君。

○10番（門脇直樹君） 今課長の答弁のとおり、使う前に草を刈ったり、ほとんど半分死んでるような状態であります。これに、この球場にこれから先、お金をかけて整備していくべきか、それとも、この御所の台エリア再構築構想の中で、例えばですね上にオートキャンプ場があるので、あそこをソロキャンプ場に整備するとか、この策定業務の中にそういうアイデアも入れながら将来的な構想を考えていただきたいと思いますが、町長、答弁をお願いします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの10番議員の質問に対して、答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） ありがとうございます。まあ昨年度行われましたいろんな関係者との意見交換会の中では、そこの球場までの話は出ておりませんでしたけれども、あそこも御所の台エリアでありますので、あの一帯の部分として今後、民間のコンサル、どういう提案されるか分かりませんが、その仕様書みたいな部分のところで、その部分も含めた形で提案していただくような、そういう形で進めてまいります。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ありませんか。10番門脇直樹君。

○10番（門脇直樹君） 八峰町には峰浜球場という立派な球場があります。この球場をね、どうせお金をかけるなら、この球場をお金をかけて整備して、やっぱり御所の台球場は、さっきも言ったようにいろんな角度から柔軟な構想をもって挑んでいただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ありませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） 同じ案件ですけれども、この御所の台エリアのこれを道の駅の移転構想に絡めてですねプロポーザルで公募するということですが、この対象が施設の中にですね御所の台のこのプロポーザルの策定業務にハタハタ館そのものの運営まで入っているのかどうか。公募の検討内容にですね。そこを答弁をお願いします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの11番議員の質問に対し、当局の答弁を求めます。森田

町長。

○町長（森田新一郎君） 運営自体、例えば経営方針とかそういう部分については、当然そのハタハタの里観光事業株式会社でありますから、その部分についてのコンサル等からの提案は求めるつもりもありませんが、ハタハタ館自体は町有施設でありますから、町有施設の部分は、これからの時代に合わせてこういう方向で整備していく必要があるとか、そういう部分については期待をしております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） こういうコンサルというのはピンキリだと思うんですね。でも、ここの御所の台エリアというのは、やっぱりハタハタ館の経営が盤石だという前提のもとで道の駅を移転する、で、開発をするということが絶対条件だと思うわけですよ。とすれば、やはりそれなりに経験豊富なそういう運営をしている、例えば具体的に言うんですね、何だ、大江戸温泉物語と、それから星野リゾート、ああいうふうな、まあああいう観光施設、宿泊施設を運営しているようなコンサルを指名してですね、まあ応募してもらおうというふうな考え方でないですか、あそこの御所の台エリアの、何ていう、整備構想っていうのはうまくいかないんじゃないかと。最悪JTBでも、もしかしたらいいかもしれないですよ。やはりそういうふうなところに指名して応募してもらった方が、より効果的だと私は思うわけですよ。ですから、広くオープンに、聞いたこともないような業者が取るようなことだけは避けてほしい。その辺はいかがですか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 今、山本議員がお話になりました経営に関係する部分は、先ほども答弁しましたとおり、ハタハタの里観光事業株式会社の部分の話でありますから、これはもしそういう必要性があれば、まあ一般質問にありますけれども、その部分については別途、この部分とは別な形で検討していく問題だろうというふうに思います。

今回のここの道の駅移転を契機とした御所の台エリア全体の部分については、ここの部分には様々な施設があるわけです。固まっているわけです。それをどういうふうな形で有効的な連携していけるのか。こういう形で連携していけば、もっと1年中にぎわいがある地域になるとか、そういう部分を期待している話でありますので、通常どういうふうな形に、まあ議員おっしゃるような形で普通の部分でなくて、こちらの方で指名競争入札みたいな形でやればいいんですけど、その辺の部分も含めてちょっとこの後は検討させていただきますが、ただいずれハタハタ館の経営部分に関する話であれば、こ

れはまた別物で検討していく必要なんだというふうに思います。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 議長にお願いですけれども、2点ばかり質問あります。それで1点ずつ再々質問で受けてもらいたいですけれども、よろしいでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） はい、どうぞ。

○8番（見上政子さん） それではですね、2款1項5目、15ページのところですけど、アスベストのことでちょっと聞きたいんです。

アスベストが岩子小学校の天井から見つかったっていうことで、これはどういう形で、内装の中にアスベストが入っていたのか、それともアスベストがむき出しで出ていたのか、それによってそこでむき出しのまま、まあ今はさくら園が使ってますけれども、そういうことがあったのかどうなのか。非常に重大な問題ですので、そのところを教えてくださいたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の質問に対し、当局の答弁を求めます。和平総務課長。

○総務課長兼新型コロナウイルス総合対策室長（和平勇人君） ただいまの見上議員のご質問にお答えいたします。

岩子小学校体育館でアスベストが見つかったというような事実はございません。予算で提案しておりますのは、旧産業振興課棟の解体に伴うアスベスト調査でございまして、解体工事を計画する際にアスベスト調査の結果を登録しないと工事ができないというような法改正があったことから調査をするものでございまして、このアスベスト調査は岩子小学校とは関係ございません。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 直接関係ないということで、これは安心です。いずれ、前も小学校解体する時にボイラー室がもうアスベストに覆われて大変な状況、私たちも視察して見てきてますので、それを吸ってきた用務員の方々が数年もそこで休憩室に使っていたということもありますので、そのことについてどうなのかっていうことで質問しました。じゃあこれで、まあサケマスふ化場の方はちょっとどういう状況でどうなのか。ついでに、じゃあ教えてくださいたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の質問に対し、当局の答弁を求めます。和平総務課長。

○総務課長兼新型コロナウイルス総合対策室長（和平勇人君） ただいまのご質問にお答えいたします。

サケマスふ化場の解体工事につきましても、同じく解体工事に伴いまして法改正によりアスベスト調査の結果を登録する必要があることから、当時の建設の図面や設計書などで現況が分かりません、古い建物のせいで分かりませんでしたので、こちらも併せて調査するという事になってるもので、現況の把握できているわけではございませんが、何分古い建物ですので、アスベストを含んだ材料が使われている可能性が非常に高いということで調査するものでございます。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） それでは、別の質問でいきます。先ほどから2人の議員から質問ありましたけども、私も同じことをちょっと質問したいと思います。

御所の台エリア構想の設計料ですけれども、1,000万円計上されてます。プロポーザルでやるということですが、プロポーザルでやるその規定とといいますか、規則とといいますか、そういう決まりは町の中に文書としてあるのでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の質問に対し、答弁を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長（石嶋勝比古君） ただいまの見上議員のプロポーザルに関しての規定についてご説明いたします。

入札要綱の中でプロポーザルに関する要綱というのを定めておりますので、それに則った形で進められることとなります。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 今までプロポーザルでやってきたのは、新庁舎を造る時と八森子ども園、それからポンポコ子ども園がこれプロポーザルでやってきたんですけども、この改修とか新規の事業でないことにこのプロポーザルを使うっていうことは、一つの業者から選んで一定の金額で提案して、いろいろ提案を受けると思うんですけども、その評価とといいますか、評価の会議とかそういうものは公開されるのでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長（石嶋勝比古君） プロポーザルの選定過程について公開されるのかということですが、これは全て最初の公募の時点から要件を提示して、それに基づいた形で審査基準等を設定しまして、それに基づいて委員の方々から審議いただいて選定を行

う形になります。その選定結果についても、委員からの意見を集約したもので総括した評価を公表することになっておりますので、そのような手順で進められます。

以上です。

- 議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ありませんか。見上政子さん。
- 8番（見上政子さん） エリアということですので、先ほどから運営とかそういうのには入ってないということですが、その1,000万円のプロポーザルの委託料、まあ委託料だと、最低1億五、六千万円、2億円近くの費用を要するのではないかと思うんですけども、かなり大規模なこれが構想ですので、ハタハタ館の中の、今、先ほども高齢者のコミュニティセンターも兼ねるのかどうか分かりませんが、配慮されるようですが、そういう改修もあり得るのか、改修もその中に入っているのかどうなのか。それと、随時全協かどっかで私たちにも報告があるのかどうなのか。その点確認したいと思います。
- 議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。森田町長。
- 町長（森田新一郎君） ハタハタ館は運営はハタハタの里観光事業株式会社ですが、建物は町有施設でありますから、今の施設が時代に合わない部分があるというふうな形で、こういうふうにすればいいというふうな形の提案はありだというふうに思っています。
それから、節目節目で、どういう形でね、こう全協等で情報提供できるのか。例えば、こういう基準で募集かけますよとか、実際にこういう応募がありましたとか、まあそういう部分とか、あと中身の部分については、現実的にこういう提案がありましたっていう部分の最終的に選定された部分の提案は、十分皆様にもご説明しながら、その中で、いきなり全部やるっていうのはこれは無理な話ですので、その中でどれを優先してやっていくのかっていう部分については、また議会と相談させていただきながら進んでいきたいなというふうな形で思っています。
- 議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。7番腰山良悦君。
- 7番（腰山良悦君） 14ページ・15ページの自治振興費の委託料なんですが、そこで岩館地区防災センターの設計管理委託料が計上されておりますけれども、新たにまた設計してもらおうと、そしてやるということだと思っておりますが、あれですか、自治会の説明会等とは今後どのように進めていくのか、その点お伺いしたいと思います。
- 議長（皆川鉄也君） ただいまの7番議員の質問に対し、答弁を求めます。和平総務課長。

○総務課長兼新型コロナウイルス総合対策室長（和平勇人君） ただいまの腰山議員のご質問にお答えをいたします。

令和2年度に実施しましたのは基本設計でございまして、今回予算計上させていただきましたのは実施設計、実際に建設する際の設計でございますので、まだ初めてやる事業でございます。

で、自治会の説明につきましては、議会全員協議会でもご要望がありましたとおり、実施設計ができた段階で、このような建物が建ちますというような説明会はやらせていただく計画であります。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） 巡回バスについて、有料化の方向で検討しているというお話がありましたけれども、利用者はその有料化についてどのように考えているのかについては把握してるのでしょうか。それと、どれくらいの料金設定を考えているのか。この2点お願いします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの3番議員の質問に対し、答弁を求めます。高杉企画財政課長。

○企画財政課長（高杉泰治君） ただいまの奈良議員のご質問にお答えします。

私の方から、最初の方の料金の方にこう利用者がということでありましたけれども、アンケート調査とった段階ですけれども、その段階でも料金はある程度もらった方がいいという回答もいただいておりますし、また、この試行運行を始める際の八峰町公共交通会議の際にも、住民代表の方からも、ただというのはよくないんじゃないかと。やっぱり本格運行の際にはいくらかでも料金は負担すべきではないかとの意見もいただいておりますので、有償化の方で検討しております。

○議長（皆川鉄也君） 森田町長。

○町長（森田新一郎君） どのくらいの額かというふうなそういうお話ですけれども、まず基本的な今の運行スタイル、道の駅みねはまのところから350円かかります、終点まで。だからその部分が、いわゆる今までよりもその部分を上回らない、まあ上回らないというか、料金、例えば200円に設定すると550円になりますよね。だからその部分のエリアというのは限られてくるわけです。今現在が350円までは同じですから、その部分のエリアがいわゆる料金を上げれば、そのエリアの人方高くなってしまいますから、例えば100円にすると、その450円までのエリアのところはただなるんです、基本的

に。そしてゼロにしますと、これまた財源問題の部分で、無料バスだと交付税算入がありませんので、そういう部分もあります。この巡回バスを利用する人方の利用料で賄うつもりはありませんけれども、私の方とすれば、100円程度はいただけないものかなというふうな形で今検討してます。まあ現実、200円にすればその無料期間が増えてきます。理屈分かりますよね。200円にすれば550円までのところがただなるんです。300円にすれば650円までのところがただなりますから、そのただになるエリアをできるだけ小さくするような形の部分にするっていうことで、まあ100円程度かその辺の部分を目安に検討してるところであります。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ありませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） 前段で子ども園の火報と消火器の何だっけ、補充っていうか、そういうふうなの説明あったんですが、町内に貸してる旧保育園ありますけども、私の記憶によると借り主がそれを負担するという前提だと思うんですがね。まあ今回の場合、町が整備、準備して貸すということは、前に貸してる人との差がある。その基準というのはどこにあるのかということ。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの11番議員の質問に対し、答弁を求めます。高杉企画財政課長。

○企画財政課長（高杉泰治君） ただいまの山本議員のご質問にお答えします。

この消火器等、消防設備の修繕に関してですけれども、旧沢目子ども園のところでございます。こちらの方ですけれども、企画財政課の方でテレワークモニター事業として募集をいたしまして、現在3名の方が共同で利用するという事になっております。あくまでもモニター事業でありますので、企画財政課の方でお金を取って貸すとかそういうわけではなくて、どのような使い方がいいのかという可能性を探るための事業として、まだお金を有料化にして貸し出すような段階ではございませんので、その前段階としての準備という形をとっております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第49号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 異議なしと認めます。したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第50号、令和4年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

当局の説明を求めます。石上福祉保健課長。

○福祉保健課長(石上義久君) 議案第50号についてご説明させていただきます。

議案第50号、令和4年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第1号)。

令和4年度八峰町の国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ110万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億6,018万円とする。

令和4年6月15日提出

八峰町長 森 田 新一郎

詳細につきましては、次ページ以降の事項別明細書にてご説明いたします。

6・7ページをお開きください。

歳入、4款1項1目保険給付金費交付金2節、2、特別調整交付金に110万5,000円を追加補正するものでございます。

なお、内訳につきましては、財源充当となる歳出にて詳細をご説明させていただきますので、次の8・9ページをお願いいたします。

歳出、1款1項1目一般管理費12節委託料、未就学児の均等割額軽減措置に係るシステム改修事業委託料に歳入に追加する額と同額の110万5,000円を追加補正するものでございます。これは、さきの令和4年第3回議会臨時会において専決処分としてご報告し、ご承認いただきました、国民健康保険税条例の改正で規定しました納税義務者の属する世帯内に未就学児被保険者がいる場合の均等割額をそれぞれ5割軽減措置するための現行の国民健康保険システムの改修を行うためのものでございます。

説明は以上となります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長(皆川鉄也君) ただいまの説明が終わりましたので質疑を行います。質疑ござい

ませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） すいません、何回も聞いてると思うんですけども、対象児童数何人ですか。

○議長（皆川鉄也君） 石上福祉保健課長。

○福祉保健課長（石上義久君） ただいまの見上議員のご質問にお答えします。

今現在、令和4年度の住民税の賦課決定が今月となっておりますので、それが確定次第、詳細をお答えしたいと思いますので、その時にご回答させていただいてよろしいでしょうか。

回答は以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第50号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第51号、令和4年度八峰町営診療所特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

当局の説明を求めます。石上福祉保健課長。

○福祉保健課長（石上義久君） 議案第51号についてご説明させていただきます。

議案第51号、令和4年度八峰町営診療所特別会計補正予算（第1号）。

令和4年度八峰町の町営診療所特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ26万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,064万9,000円とする。

令和4年6月15日提出

詳細につきましては、次ページ以降の事項別明細書にてご説明いたします。

6・7ページをお開きください。

歳入、4款1項1目1節、1、前年度繰越金に26万3,000円を追加補正するものでございます。

なお、内訳につきましては、先ほど同様、充当財源による歳出にて詳細を説明させていただきますので、8ページ・9ページをお願いいたします。

歳出、1款1項1目医科一般管理費に23万9,000円を、同じく2目歯科一般管理費に2万4,000円を追加補正するものでございます。これは、それぞれ職員人件費に関するもので、人事異動による手当の関連が3節職員手当等5万6,000円で、4節共済費が共済組合等負担金の率の変更によるものでございます。

説明は以上となります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第51号について質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第51号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第52号、令和4年度八峰町営簡易水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

当局の説明を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長（石嶋勝比古君） 議案第52号をご説明いたします。

令和4年度八峰町営簡易水道事業会計補正予算（第2号）。

第1条、令和4年度八峰町簡易水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めると

ころによる。

補正予算（第2号）に関しましては、人事異動に伴う人件費の組み替えによるもので、各条とも関連した所要額を減額補正するものであります。

2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入及び支出については、人件費3人分でありますけども、合わせて114万7,000円をそれぞれ減額するものでございます。

第3条、予算第9条に定めた経費の金額をのよう改める。

（1）職員給与費、ここで先ほどの金額114万円を減額した金額で、1,963万6,000円であります。

第4条、予算第10条中「1億324万3,000円」を「1億2,009万6,000円」に改める。

令和4年6月15日提出

八峰町長 森田 新一郎

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第52号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第52号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第53号、令和4年度八峰町下水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

当局の説明を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長（石嶋勝比古君） 議案第53号をご説明いたします。

令和4年度八峰町下水道事業会計補正予算（第1号）。

第1条、令和4年度八峰町下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところ

ろによる。

この補正予算（第1号）に関しましては、水道事業会計と同じく人事異動に伴う人件費の組み替えによるもので、各条とも関連した所要額を追加補正するものであります。

第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入については、第2款農業集落排水事業収益の第2項営業外収益を57万1,000円、1人分であります。それから、第3款漁業集落排水事業収益、第2項営業外収益を12万円追加であります。これも1人分の金額であります。合わせて69万1,000円の追加です。

支出でありますけれども、第2款農業集落排水事業費用の営業費用ですけれども、57万1,000円を追加。第3款漁業集落排水事業費用の第1項営業費用ですけれども、12万円の追加で、合わせて69万1,000円の追加であります。

次のページをお願いいたします。

第3条、予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

（1）職員給与費、先ほどの69万1,000円を追加して、合計1,887万3,000円とします。

第4条、予算第9条中「2億4,779万円」を「2億4,848万1,000円」に改める。

令和4年6月15日提出

八峰町長 森 田 新一郎

説明は以上です。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第53号について質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第53号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

日程第14、請願第1号、「水田活用の直接支払交付金」の見直しについての請願を議

題とします。

紹介議員である8番議員の説明を求めます。8番見上政子さん。

- 8番（見上政子さん） 水田活用の対象作物は、飼料米、米粉用米、そば、菜種、市場開拓米、畑地化されたものです。そばは秋田県で3,000ha、鶴形のそばは70人が転作農家で80a、1,400万円が交付され、今注目されています。八峰町では石川そば、本館そばも同じであります。交付金がカットされれば事業は潰れてしまいます。というのも、5年間一度も水張りをしなかったものは削減の対象になるからであります。水張りとはそばの交互のブロックテーションは、相反することで、あり得ません。自民党、公明党農政は、農家のやる気をなくして耕作放棄地を増やすばかりであります。

この請願に賛成して紹介議員になりました。皆さんも賛同してくださるよう、どうかよろしくお願いいたします。

- 議長（皆川鉄也君） お諮りします。本案は、八峰町議会会議規則第91条第2項の規定により委員会への付託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、請願第1号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより請願第1号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより請願第1号を採決します。この採決は起立で行います。請願第1号、「水田活用の直接支払交付金」の見直しについての請願を採択することに賛成の方、起立を求めます。

（賛成者起立）

- 議長（皆川鉄也君） 起立多数です。したがって、請願第1号は採択することに決定されました。

これで本日の日程は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

なお、次回の本会議は、17日午前10時より開会し、一般質問を行います。
これにて散会いたします。ご苦勞様でした。

午後 1時41分 散 会

令和4年6月八峰町議会定例会会議録（第2日）

令和4年6月17日（金曜日）

議事日程第2号

令和4年6月17日（金曜日）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 一般質問
- 第3 議会運営委員会の閉会中の所掌事務の調査について
- 第4 常任委員会の閉会中の所管事務の調査について

出席議員（11人）

1番 笠原吉範	2番 伊藤一人	3番 奈良聡子
4番 芦崎達美	5番 水木壽保	6番 菊地薫
7番 腰山良悦	8番 見上政子	10番 門脇直樹
11番 山本優人	12番 皆川鉄也	

欠席議員（1人）

9番 須藤正人

説明のため出席した者

町長	森田新一郎	副町長	日沼一之
教育長	川尻茂樹	総務課長兼 新型コロナウイルス 総合対策室長	和平勇人
税務会計課長	成田拓也	企画財政課長	高杉泰治
福祉保健課長	石上義久	教育次長	山本節雄
学校教育課長	山内章	産業振興課長	山本望
農林振興課長	浅田善孝	建設課長	石嶋勝比古
農業委員会事務局長	工藤善美	生涯学習課長	今井利宏
あきた白神体験センター所長	菊地俊平	防災まちづくり室長	内山直光
福祉保健課副課長兼 新型コロナウイルスワクチン 接種対策室長	若狭正和	福祉保健課副課長	成田公誠

議会事務局職員出席者

議会事務局長 佐々木 高 議会事務局庶務係長 須 藤 佳奈子

午前10時00分 開 議

○議長（皆川鉄也君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は11名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第124条の規定により、6番菊地 薫君、7番腰山良悦君、8番見上政子さんの3名を指名します。

日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許します。1番笠原吉範君。

○1番（笠原吉範君） おはようございます。議席番号1番笠原吉範です。

通告に従いまして、本日は2問、一般質問を行います。

1問目は、「ウイズコロナ」の対策についてであります。

3月定例会においてもコロナウイルス関係の一般質問をいたしました。日々感染状況に変化があることから、今定例会でもコロナ関係の一般質問をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染者数が減少傾向にあることから、県の警戒レベルが2から1に引き下げられ、感染対策を講じながらイベントが開催されるなど、少しずつコロナ前の日常に戻りつつあるように感じています。

能代保健所管内の感染者数は、5月26日の14人以降、1桁台となり、能代市では14日、警戒レベルを1に引き下げた県の方針にならい、感染防止対策を講じた会食やイベントの開催など、コロナ注意喚起内容緩和を決定しました。

しかし、八峰町では、このような具体的な方針が示されないため、町民は未だに自粛生活を続けています。各種会合の後の会食も自粛されたままであり、町民同士のコミュニケーション不足や経済活動にも深刻な影響を与えています。能代市のように町民に対し、ウイズコロナの具体的な方針を示すべきであります。町長の考えを伺います。

2問目は、「スポ少」の体育館使用時の暖房についてであります。

4月に、小学校の子どもを持つ保護者の皆さんと会合する機会がありました。その際に、スポ少の練習の時に暖房が使えないという訴えがあり、早速聞いてみたところ、やはり暖房は使われていないようであります。保護者会では、再三にわたり町に要望しているとのことでありましたが、これまでその要望に応えられない理由、そしてまた、今冬から暖房の使用を許可する考えはないか伺います。

以上2点、よろしく申し上げます。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの1番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。

森田町長。

○町長（森田新一郎君） 皆さんおはようございます。

1問目の「ウイズコロナ」の対応については、私の方から答弁をいたしまして、2問目の「スポ少」体育館使用時の暖房については、川尻教育長から答弁いたします。

それでは、笠原議員のご質問にお答えいたします。

昨年の中頃の全国における新型コロナウイルス新規感染者数は1週間平均で約1,500人であり、また、秋田県における感染者数はほとんどいない状況にありましたが、現在の全国における感染者数は減少してきているものの、先週の1週間平均は約1万5,000と昨年の中頃の約10倍、かつ秋田県においても減少傾向にあるものの毎日数十人の感染者が出ているなど、新型コロナウイルス感染症への感染リスクは大変高まっているのは事実であります。

したがって、これまでのような「コロナ禍が収まってから」という考え方だけでは、あらゆる活動が限りなく中止という判断になるかと思いますが、私としては、ここ2年間以上にわたってほとんどの事業や行事などが中止になり、八峰町全体の元気がなくなっていること、感染防止対策やワクチン接種など新型コロナウイルスへの対策が進化していることなどを踏まえれば、ワクチン接種3回クリアとか4回クリア等の条件を付けながら、不特定多数ではなく顔の見える方々の集まりであれば、動き出す時ではないかと考えていました。

笠原議員ご指摘の私の挨拶は、こうした考えから発言してきたものでありますし、3年ぶりのチャレンジデーの実施や町内一のマンモス校である「ことぶき大学」を開講させるのも、同じ考えからであります。

また、国においては、1日の感染者数が4万人以上いた段階でも「緊急事態宣言」や「まん延防止等重点措置地域」の指定がないゴールデンウィークを実現させたものの、

結果として思ったほどの感染拡大に繋がらなかったこと、また、秋田県においても、感染力は強いが重症化しにくいというオミクロン株の特性を踏まえ、既に経済活動と感染防止対策の両立を図る「ウイズコロナ」に向かっているのは、ご承知のとおりであります。

ただ、会食については、これまでのような「盃をやりとりする」とか「席を動き回る」とかの会食スタイルから、ここ2年間の新型コロナウイルスとの戦いの中で学んできたことを活かした会食スタイル、例えば、手指消毒、マスク会食、ソーシャルディスタンス、換気、長時間の飲食回避などに加え、多人数でも、レストランや食堂のように5から6人のテーブルに分けるなどの工夫が必要であると思います。

いずれにいたしましても、オミクロン株が八峰町にもいるということは確かであり、また、3回あるいは4回のワクチン接種をしても感染する可能性があり、町としては国や県と同じ方向の経済活動を再開させる時期にあると考えますが、強制することはできませんので、季節インフルエンザのような取り扱いにならない限り、最終的にはそれぞれの関係者が判断しなければならないことと考えます。

1 問目は私からは以上です。

○議長（皆川鉄也君） 川尻教育長。

○教育長（川尻茂樹君） おはようございます。

2 問目の「スポ少体育館使用時の暖房について」の質問は、私の方からお答えします。

スポーツ少年団の活動については、スポーツを通じて子どもたちの健全育成が図られると共に、子どもたちの活躍が町の元気に繋がるので、子どもたち及びスポーツ少年団活動の関係者に大変感謝しているところです。

ご質問の「スポ少の冬期間の暖房について」ですが、学校施設における火気使用については、管理責任者である教職員が管理することになっています。したがって、教職員不在時のスポーツ少年団の活動や学校施設開放の際に、火気や出火原因となる危険物等の持ち込みや使用などの行為を行わないようお願いしているところです。各スポーツ少年団の役員が集まる役員総会等の際に、学校敷地内での喫煙や火気使用ができないことを説明しており、理解が得られていると思っております。

なお、各学校の体育館に設置されている暖房装置は安全なのですが、基本的に冬期間の集会活動や卒業式などの際に使用しており、普段の体育の授業では使用していませんが、子どもたちは元気に運動しているとのこと。スポーツ少年団の冬期間の練習

につきましても、ウォーミングアップを十分行い、体を温めてから練習を行うなど、怪我のない安全な練習に取り組んでいただきたいと考えております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） 1番議員、1問目の「ウイズコロナ」の対応について、再質問ありませんか。1番笠原吉範君。

○1番（笠原吉範君） 1問目の再質問ですが、各種会合に私も参加した際に、町長が今おっしゃったような挨拶の中でそういうことがあるのは分かっていますが、これが全町民に届いているかという、そうではないわけです。その会合に出席した人たちには伝わっていますけども、出席していない町民はいっぱいいるわけで、そういう町民にそのメッセージが伝わっていないんですよ。ですから、それを町として、そのそういうメッセージをですね発信する必要があると考えます。例えば広報であるとかですね、まあ今日マスコミが来ていますので載せてもらうとかですね、そういった形で町民にあれしないと、それこそ老人の一人暮らしの人なんか、もううちにこもってばかりいるような状況ですので、そういった今の町長のメッセージを町民に広く知らしめる、そういったことをすることはできないでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 私の答弁の部分ですけれども、まあこれ、今現在の死亡率、日本全体で0.34%です。これは最初の頃からずっと含めた通算ですけど、当初1.8とか2とかそういう高いレベルの時もありましたので、だんだん下がってきて、実質的な部分見れば0.1%から0.2%です。そうすると、0.1%っていうのは非常に低い数字なんですけど、これは1,000人に1人です。そうすると、6,500人いれば六、七人、秋田県でいけば、まあ100万人いませんけど、100万人いると1,000人、そういうレベルになるんですよ。だからその部分について、まあ季節インフルエンザと同じような、感染症法という法律あるんですけど、その中にレベル1つ国の方で下げてもらえれば、通常形で大手を振っていいよっていう形にしゃべれるんですけど、今の部分の関係の部分は、やっぱり、じゃあ町長が飲んでもいいと言った、けども感染した、それで0.1%の人亡くなった、その部分の責任ってどうするかっていう部分考えれば、やっぱりなかなかその部分は今みたいな表現にしかならない。私自身は、もう解除してます。それと、それから職員に対しても、会食の部分の自粛は解除しました。そういう形の部分は、まあ今日マスコミ来られてますので、能代市もそういう形の部分で記事になりますから、そういう部分

と、あと広報に載せる部分については、そういう部分について、今回のやりとりの部分について、来月号の広報に載せる部分を検討して載せたいと思います。

ただいずれ、我々の防御力上がってるのは議員も同じで、同じ気持ちなんですよね。前回の3月議会のやりとりも同じ機会、今、住民自体がものすごい委縮してるんですよ。だからその部分をどういうふうな形で元の部分に戻していくのかっていう部分は、やっぱりそれぞれの部分に、まあ行政協力員会議の部分でもしゃべりましたし、私自身がいろんな部分に行っても同じような形でしゃべってPRしていきたいなっていうふうな形で思ってます。

○議長（皆川鉄也君） 1番議員、ほかに1問目の再質問はありませんか。1番笠原吉範君。

○1番（笠原吉範君） 多分、町長も見解同じかと思いますが、このウイズコロナっていうのはしばらく続くんじゃないかなと。アフターコロナっていうのは、まあいつかやってくるんでしょうけども、まだまだ先が見えてない。そういう中で、まあ3回目のワクチン接種が終えまして、これから4回目というような形になっていくわけです。そういった中で、刻々とそのコロナの状況は変わっていったるわけです。で、もしかすればまた新たな変異株によって第7波、第8波というようなことも、まあそういうふうになってほしくはないんですが、そういう可能性もあります。ですから、そういう刻々と変わっていく感染状況に応じて、やはり町は町民にメッセージを発し続けなければいけないんじゃないかなというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） メッセージを発するのはそれはできるんですが、先ほど言いましたように、完全この部分が、例えば飲み薬できたとか、そういう形でないわけですよ。国も県もそういう会食とか、それから経済活動と感染防止対策も両立させるというふうな方向で行ってますけど、安全ですよっていうことは一言も言ってないんです。現実問題として、数字が先ほど言いましたように、こう毎日の死亡者数と感染者数、1万5,000人ぐらいの感染者数で二十数人とかって形になれば、やっぱり0.1%以上なってるんですよ。だからそういう状況がある中で、安全ですよ、飲んでくださいっていう形は、なかなかそのメッセージは国も出せないし、県も出せないし、町としてもそこまでは無理だと思います。ただ、我々の防御力が上がっているんで、それから敵との戦いも2年もやってきてるので、そこで得られたノウハウってあるから、その部分をやれば

極めて感染リスクは低くなるっていうことは、もうその部分の気持ちの部分のこの部分で、もう既に自治会の中では飲んでるところもあるし、それから個人的にもう飲み歩いてる方もいらっしゃいますから、だけど町として安全ですよっていうやつは、やっぱりその、まあ先ほど言いましたように季節インフルエンザと同じような形のランクに下げてもらわないと、町としてやっぱりじゃあそこで亡くなった時の責任どう取るのって言われた時に、やっぱり難しい問題があると思います。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問目の再質問ありませんか。1番笠原吉範君。

○1番（笠原吉範君） 何も私は町長に、飲んでくださいよと、そういうメッセージを發してほしいわけではないです。ただ、感染対策をしっかりとった上で、このくらいの人数であれば、そして長時間でなければそろそろいいんじゃないですかっていうことを、そういうメッセージを町民に發していただきたいわけです。挨拶で言っていることが町民皆に伝われば私はそれでいいと思ってるんですよ。ですから、それが今なされていない。本当に会合に出席した人じゃなければ分からないので、それを広く町民に知らしめていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 今日答弁した部分の範囲内であれば、私は来月の広報にその旨を載せたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） 1番議員、ほかに1問目の再質問ございませんか。

○1番（笠原吉範君） 1問目は終わります。

○議長（皆川鉄也君） 1番議員、2問目の「スポ少」体育館使用時の暖房について、再質問ありませんか。1番笠原吉範君。

○1番（笠原吉範君） 先ほど教育長の答弁で、暖房使用できないことに関しては理解を得られているというような表現がありましたけども、私はこれ何人もの保護者から聞いてます。決して保護者の方たちの理解は得られていないと思います。どのような説明をして、どのようなこう何か理解が得られているように考えているのか、ちょっとそこを伺いたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。川尻教育長。

○教育長（川尻茂樹君） ただいまの質問についてお答えします。

スポーツ少年団の活動について、私とか教育委員会の方で話をする機会というのがあるんですが、年に1回、2回、スポーツ少年団役員総会というのがありますので、

その際に役員の方々に集まってもらってます。各スポーツ少年団の役員の方々に、こういった点については、まあ以前から体育館は火気禁止だったんですが、平成30年にその火気使用について明文化してやっていますっていうことについては説明しておりますので、その役員の方々から保護者へ伝わってるかどうかで私の方で確認してませんので分かりませんが、もしその必要であれば役員の方々に話して、保護者の理解もこれから得たいと思います。

○議長（皆川鉄也君） 1番議員、ほかに2問目の再質問ございませんか。1番笠原吉範君。

○1番（笠原吉範君） 何か保護者によりますと、暖房の持ち込みも禁止されているということで、八森小学校でしたか、何か暖房機で何か体育館の壁を焦がすようなことがあったということを聞いています。で、やはりその暖房機を持ち込みたくなるほど寒いんだと思います。やっぱり夕方ですので、そのスポ少の練習は。で、冬といってもその日によって暖かい日もあるだろうし、寒い日もあるだろうし。寒い時にはですね、やはり暖房を使わせていいんじゃないかと思うんですよ。冬場、冬場でない、夏場は教室にもエアコンあるわけですから。で、みんな今、子どもたちも家庭に帰れば冷暖房ちゃんと完備した中で生活していますので。そういう中で、冬、体育館の寒い中で根性論みたいなこと言ってもどうしようもないと思うんですよね。我慢しろだけでは。実際、私も子どもにも聞きました、寒いかって。たった1人ですけどね。寒いって言ってます。その教職員がいなくなるから使えないとかっていうそういうことでは済まされないんじゃないかなと。何とか工夫すればできるんじゃないかなというふうに私は思いますけど、いかがでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。川尻教育長。

○教育長（川尻茂樹君） 今の質問の中に、お子さんも寒いというふうなことを言ってるというふうな話あります。ありますが、実際に体育の時間に子どもたちは体育館で運動してるんですが、暖房は使っておりません。それでも十分こう運動してるって聞いております。ですので、スポ少の活動でも、始まる前にウォーミングアップを十分行うことによって、冬期間でも体を温かくして怪我のないような練習をしてほしいと思っております。特に寒いと感じてるのは、多分ですけども、それを参加にしている保護者の方が運動しませんので、その際に寒いと感じてるんじゃないかなと思います。子どもたちのためと考えると、根性論ではなくて、十分体を温めた形でやっていただければと思います。

ちなみに体育館は、冷房はついてません。

- 議長（皆川鉄也君） 1番議員、ただいまのスポ少の体育館使用時の暖房等について、再質問ございませんか。1番笠原吉範君。
- 1番（笠原吉範君） 堂々巡りのようになってきましたけども、一番その何ていうんですか、暖房の使用を許可しない最大の理由は何でしょう。
- 議長（皆川鉄也君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。川尻教育長。
- 教育長（川尻茂樹君） まずお話ししましたけども、堂々巡りなんですけど、学校敷地、学校施設の火気責任者は教職員ですので、教職員のいないところでの体育館活用をやっているんですけど、それについての火気使用は控えていただきたいということでやっております。それが一番の考えです。
- 議長（皆川鉄也君） 2問目の再質問について、ほかに質疑ございませんか。1番笠原吉範君。
- 1番（笠原吉範君） 教職員がその責任者だって、いないからってということなんですけど、例えば最後の先生が帰るまでつけておいて、で、あと消すと、もう体育館暖まってるわけですよね。そういうことだって考えられないんじゃないですか。何とか工夫をして、その保護者、子どもたちの要望に応えようっていうその工夫が見られないですよね。どうでしょう。
- 議長（皆川鉄也君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。川尻教育長。
- 教育長（川尻茂樹君） 何か意地悪してやってるわけではないんですけども、実際に小学校の体育の授業で体育館を冬場寒い中使っていますが、それでも暖房はつけなくてやって、十分子どもたちはやられています。その状態でスポ少に何らかの形で暖房をとるというふうな話、何かこう矛盾するんじゃないかなと思います。ですので、子どもたちは十分こう体を動かせば温かくなって寒い中でもやれると私は思っていますので、そのように考えております。
- 議長（皆川鉄也君） ほかに再質問ございませんか。1番笠原吉範君。
- 1番（笠原吉範君） 先ほども言いましたけども、冬といっても暖かい日もあるし、もうむちゃくちゃ吹雪で真冬日もあるわけですよ。だからその日その日に応じて、例えば真冬日のようなそういう日だったら使用を許可するとかですね、そういった考えはまるっきりないですか。保護者があるのスポ少ですもんね。保護者会からそういう要望が出てくるんですから、何とか工夫しようとか、少しでも応えてあげようとかっていうそ

ういう気持ちはないですかね。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。川尻教育長。

○教育長（川尻茂樹君） もし本当に寒いのであれば、少し練習できないような日っていうのはあるんじゃないかなと思います。でなければ、学校の活動をやってる中でも体育館を子どもたち使用してるのであれば、スポ少の活動も同じような形ではないかと思います。ですので、保護者の方たちは今後何らかの形で理解を得られるように説明したいと思います。

○議長（皆川鉄也君） ほかに再質問ございませんか。1番笠原吉範君。

○1番（笠原吉範君） これで最後にしたいと思いますが、保護者会の方たちと一度これについて教育長も含めて話し合いの場を持っていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。川尻教育長。

○教育長（川尻茂樹君） 今の様に保護者の方がどうしてもというふうなことがあるのであれば、話し合いする機会を得たいと思います。

○議長（皆川鉄也君） ほかに再質問ございませんか。

○1番（笠原吉範君） ありません。

○議長（皆川鉄也君） これで1番議員の一般質問を終了いたします。

次に、11番……

（「議長、休憩願います」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 休憩いたします。35分まで休憩します。

午前10時29分 休 憩

午前10時33分 再 開

○議長（皆川鉄也君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

11番議員の一般質問を許します。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） 皆さんおはようございます。議席番号11番山本です。

通告に基づき、質問いたします。

ハタハタ館指定管理について。

町の観光振興施設の代名詞であるハタハタ館の経営状況は、長年経営苦境に喘いでいる中、さらに2年間、コロナ禍による影響で収支悪化で累積欠損金1億円に達し、つい

に9,500万円の自己資本がマイナスとなりました。なぜそうになってしまうのか、その原因を知るべきと考え、質問いたします。

全国の潰れる第三セクターの実例は、役員には事業をしたことがない役員が就き、事業設計はコンサルタントに外注、資金調達については補助金だけでなく自治体から直接借り入れたり、もしくは損失が出た場合の補償を自治体にしてもらう条件で銀行から融資を受けたりしてしまう。本来は経営責任を負うべきなのに、経営責任をもたない、あるいは事業をしたことのない人が行うことが大半です。そのため、他人に任せるにしても誰に任せたらいいのかということさえ分からない。損失が出ても、結局は自治体がどうにかしてくれると思っているため、まともな経営などできていないわけです。そもそも事業も資金も全てにおいて責任が不明確なわけです。最悪なのは、結局、もし失敗しても、再建計画もまた別のコンサルタントに依頼することです。そして潰してはいけない、潰すと大変だといった話で自治体がだらだらと救済策を講じ続けることです。こうした場合、第三セクターの失敗は、潰して終わりにならず、むしろ潰れかかってからの支援の方が高くなります。正に今の状態です。

議会としては今まで毎年経営状況を懸念しながらも、町集客の代名詞であるハタハタ館に対し、長年採算のとれていない経営にもかかわらず、町のシンボルである町の重要資産として廃業だけはさせたくない思いで、これまで施設のリニューアルの投資や、昨年は浄化槽、空調設備の更新など改修維持に数億円の資金投資を承認してきております。現環境での観光施設の運営は、ハタハタ館の職員の努力だけでは、入湯者の減少による入湯税相当額の指定管理料では運営管理が厳しいほか、この2年間のコロナ禍によって追い打ちをかけられ、来館者が減少し、経営はさらに厳しいものになるという考えから、定額補助との財政支援について決算特別委員会の附帯意見として提案していたところです。

しかし、残念ながら、先日、ハタハタ館の経営者の社長である町長、館長、アドバイザーの3人の方と教育産業建設委員会での経営説明会での報告は、財政支援による経営維持だけであり、今後の経営改善の取り組みの内容が全くない内容であるほか、財政支援に際して、他町村の支援額と比較して不満を漏らし、支援額が少ないというばかりでした。今また言うがままに支援しても、経営努力の行動、意思、改善の取り組みが伝わってこない会社では、運営に関して指定管理に不安があるため、財政支援の前にハタハタ館の運営に関して取締役がハタハタ館の運営にどの程度関わっているのか、どのよ

うな改善案をもって運営をしていくのかという考えを聞かないと、今後の運営計画に将来性が見えない不安があることから、取締役の開催回数、出席率、取締役からの経営状況の意見、見解など、取締役への支援や援助の有無、その内容、次年度以降の改善計画の内容、新取締役の募集等の意思など、町のシンボルである、町民が我が町の自慢できる施設として存続させるため、今一度、管理委託の状況を問うものです。

以上、答弁ください。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの11番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。

森田町長。

○町長（森田新一郎君） 山本議員のご質問にお答えいたします。

1点目の「取締役会の開催回数、出席率」については、最近の取締役会の出席状況をお答えします。

なお、取締役の人数は7名で、町内の会社役員や団体役員、放送事業者の関係者の方々が就任されております。

取締役会は、令和元年度においては3回開催され、第1回は6名、第2回は4名、第3回は7名全員が出席されております。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響もあり2回開催され、第1回は6名、第2回は5名が出席されております。令和3年度は3回開催され、全ての取締役会で7名全員が参加されております。令和4年度はこれまで1回開催され、6名が出席されております。

なお、令和元年度以降における取締役会の出席率は87.3%となっております。

2点目の「取締役からの経営状況への意見、見解等」については、取締役会では、赤字解消のためのご提案や利用者目線に立ったご意見をいただいております。

具体的には、「仕入れ額削減のための漁協の活用」や「部門別売上目標の設定」、今では中止していますが、10回入浴されるとレストランで500円を利用できる「湯マイレージカード」の実施、リゾートしらかみでの車内販売の検討、宴会メニューへの要望等です。

3点目の「取締役への支援、援助の有無、その内容」については、ハタハタの里観光事業株式会社取締役は、私を含めて全ての役員が無報酬です。また、役員に対する優遇措置はありません。取締役は会社設立当時に、株式を多く所有いただいた方々から就任していただいたとお聞きしております。役員はそれぞれ正業をお持ちの方々ですが、仕事やプライベートを通じて八峰町を訪れる方に対して、ハタハタ館をご紹介いただいた

り、ハタハタ館が実施する様々なキャンペーンなどへの協力をいただいております。

4点目の「次年度以降の改善計画の内容」については、令和2年3月に策定した経営改善計画を着実に実行するとともに、令和4年度の営業方針にもあります売上向上施策の推進を求めてまいります。

具体的には、今後の旅行形態は「小グループ」、「連泊」がキーワードとなっており、国や県、町の宿泊助成事業を活用し、地元企業と連携した宿泊プランの実施を予定しているほか、現在は旅行ツアーも以前に戻りつつありますので、ハタハタ館独自のお土産品をPR及び観光バスの立ち寄り昼食メニューの充実を図るよう求めてまいります。

なお、ウクライナ情勢による燃油価格や原材料価格の高騰など、会社の努力だけでは対応できないケースもありますので、町としても支援を検討してまいります。

5点目の「新取締役の募集等の意思」については、このようなご意見があった旨を説明しながら、取締役会で協議していただきたいと考えております。

併せて、私が代表取締役に就任し疑問に感じていたことは、常勤の取締役がおらず、責任の所在が不明瞭ということでもありますので、今後協議していただきたいと考えております。

また、地域おこし協力隊制度を活用し、地域活性化や経営に精通した人材を募集することも検討してまいります。

○議長（皆川鉄也君） 11番議員、ハタハタ館の指定管理について、再質問ありませんか。

11番山本優人君。

○11番（山本優人君） まあ予想したとおりの回答でありますけども、はじめにですね取締役、まあ町の名士と名だたる企業の代表がなって、無報酬だから責任がないんだというぐあい聞こえるわけです。無報酬だから町の、町長に経営を全て任せ、私らはあまり物言わないというふうなことで、こういうふうな結果を招いてきたのではないかなと。この年間、年間でない、累積1億円解消する方法、これを探るためにはですね、やはり取締役がしっかりしてハタハタ館の収支改善を図るといふふうな努力が必要ですし、そのための改善の意見、提案を必要だわけですよ。ところがそれが全く見えてこない。自らの役員の経営努力すらも見えてこないと。

で、今年の、どこだ、今年の決算報告に経営体制及び情報発信力の強化というふうな項目がありますけれども、国、県等の財政支援を求めているんですね。で、指定管理料の見直し、新型コロナの情勢に対応した財政支援の要望、これだけですよ。それ以外は

昨年と全く変わってない経営計画です。このことが経営者としてやはり、地元をお願いするという方法もあるのではないか。例えばですね、町民に頭を下げて、年に二、三回でもいいからハタハタ館に風呂に入ってきてもらいたい。地元の企業に小宴会の時も利用してもらいたいと。そういうふうなお願いすらしてこない。それでは町民は救済の方法もないですし、そういう、おらがハタハタ館のために何とかしてやろうという機運も生まれません。そういうことでいいんですか。その辺の意識、町長として、町長としてというか、まあ社長兼務なのでどちらでもいいんですが、とりあえずそこまでお願いします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） まず、ここにはハタハタの里観光事業株式会社、社長は出席できません。しかるべき手続きをとらないと、そういう、今までは、1期目の時はそういうやり方できたんだらうなと思ってお話ししてきましたけど、ここでは私は町長ですので、町長としてお答えしたいというふうに思います。

まず、なぜこんだけ累積赤字が膨らんできたか。その部分については、今始まった話ではない。基本的に、29期目の決算ですよ。30年近く続けてきた決算で、今、山本議員が質問されてるこの部分をなぜ今頃こういう質問されるのかなという部分が、私の町長としては第一の印象です。

今回の部分については3つに分けて考えなきゃいけません。1つは、漫然とした経営の仕方をしてきて赤字が膨らんできてあった。これがまず通常の経営、まあ経営の体質ですね、会社の体質。それと、今回のコロナ禍で営業努力ができない。この部分を分けて考えないといけない。いくら山本議員がおっしゃるような感じでハタハタ館利用してくださいよと、言えないでしょ。言えなかったでしょ、ここ2年間。その部分で思うような収入があげられなかったことが2つ目です。もう一つは、信じられないくらい灯油代、今、山本議員のところで感じてるはずですよ。灯油代。それから、まあ電気料。そういう部分の、この3つを分けて考えなきゃいけない、そういうふうに思ってます。

私は1年目に、なぜか分かりませんが、いきなり1,500万の赤字の会社の社長になれって言われました。で、その年に1,600万の赤字出しました。その時に当時のハタハタの里観光事業株式会社の幹部が町長室に来て、このままでは駄目だから指定管理料を上げてほしいと。私は断りました。2年目も同じような形で2,000万円の赤字を出して、その時も、ここままでは駄目ですから何とかしてほしいと、断りました。何をしたかと

いうと、会社として漫然とした赤字経営体質のままでは、税金をつぎ込んでいっても湯水のように消えるだけだからです。そのケースを私は県にいた当時何度も目撃してきたから、まずハタハタの里観光事業株式会社が経営改善計画を作って身を切る改革をして、その部分なし得た上でないと、なかなか議会の方にも、はじめから指定管理料のやり方間違ってると思ってましたけど、その部分には申し上げられない、そういう気持ちの中でやってきて、当時の長くいた職員はみんな辞めてしまいました。辞めてしまったけど、残された人方でやっていこうというのが今の部分です。そして、山本議員はなかなか評価してくれませんけれども、33人体制でやっていた運営を26人体制で、退職した人方を不補充にするというふうな方法を、リストラしないで、あるいはお客さんがなかなか来なくて黙って立ってるような職員もいたので、券売機を導入して、その分の職員を減らしたりと、退職不補充でやったんですけど、そういう部分をやって、ようやく令和2年度の決算の中で、人件費だけで2,000万円の経費削減を成し遂げた。あとその部分は、令和2年の全協の際にもお話し、説明してありますけれども、1億8,000万という令和元年度の売上げさえ確保できれば、黒字になる見込みというふうなシミュレーションもお話ししたつもりです。で、その部分で今、1,300万円のこの指定管理料を、まあ、ね、今回の今の質問の中で令和3年9月の決算に対する附帯意見に、私はこれあげてくれて言ったなと思いましたよ。けれども、それを藤里方式で、藤里方式は2分の1ですけど、うちの方は3分の1で抑えめにしながら全協の方に出しましたら、これは違うと。今みたいな、山本議員がおっしゃったような援護射撃の意見もなかった。ああ駄目なのかと。そうすればどうすればいいのかなと。まあそういう部分で今来ていますので、基本的に、やっぱりハタハタ館を何とかしなきゃいけないという部分は、そのコロナ禍が始まった時に議員と町との方は意見一致したと思いますので、今の山本議員がお話しになってる部分からすれば、何となくハタハタの里観光事業株式会社は、こう倒産させてしまうのかな、そんな感じすらします。

○議長（皆川鉄也君） 11番議員、ほかに再質問ございませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） ハタハタ館を残したい。株式会社も潰したくないわけですよ。そういう意味では町長と同じ考えですけども、そこに至る中身が悪すぎると。まあ今日は社長でなくて町長という立場だということですから、そういう話が議員からあったということで伝えてもらいたいと思うわけですけども、例えばですね、まあ先ほども言いましたが町民に対してのお願いやですね、この前、説明会の時はバスがただ遊んで月30

万円もかかると。だったら迎えに走る。じいさん、ばあさんを迎えに走る。そういうことだってできるのではないのかなと。そういうふうな努力っていうもの。

それからですね、人を来させるために、別にコロナだから人が来ないわけじゃなくて、コロナだから一生懸命宿泊客が泊まってるじゃないですか。例えばあれが、まあ今回はいつも満員の状況なってるようなんですけども、例えばJTBとかですね、そういうところと提携するとか、そういうふうな企業努力っていうものが何にも感じられないですよ。

それで、まあ職員が削減しながら一人、二人、二役もやって頑張ってるってことは分かりますが、当の役員がそういうことではですね、私は経営の能力が全然足りないというふうに私は感じるわけです。

まあもう一つは、ハタハタ館をつくったあたり。ハタハタ館は海岸にあるので漁協という存在、まあハタハタ館の売りは魚だろうということのイメージでつくったはずだし、観光客もハタハタ館に行くと魚介類が食べられるというイメージで来てるはずなの。ところがですね、満足に魚介類の提供がないと、食材に。まあちょこちょこはありますよ。で、これだって、このコロナ禍で魚介類、最低の値段ですよ。ヒラメ、キロ300円。メバル、キロ500円。いまだかつてない値段です。こういうふうな値段の時に冷凍してストックしておいて、まあ時化の時に出すとかですね、そういうふうな漁協とハタハタ館、農協とハタハタ館、そういうふうな付き合い方っていうか連絡体系、そういうふうなものをやってればですね、食材の経費っていうのは非常にダンピングできるわけですね。そういうふうな努力も何にもない。

だから私は経営者として、名だたる有名経営者、大変忙しい人ばかりですよ。私は優しい人ですから、町長にも社長を退いてもらう。名だたる社長、組合長にも退いてもらう。経営者は別個に立ててもらおう。そういうふうに私はした方が、町長としても肩の荷がおりて言いやすくなるのではないかなと思います。いかがですか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） ハタハタの里観光事業株式会社が経営努力を全くしてないというふうな認識はがっかりでした。

私来た時に、まず一番先に驚いたのは、売上げを増やせば会社は儲かるはずだと。私、まあいわゆる取締役で、一番のお得意様は大森建設さんです。当然やってくださいと。大宴会やってください。もうそういうお願いをします。あとは各取締役のところでも、まあJAはちょっと離れてるので使ってくれませんが、それ以外のところは皆使って

ます。それで、私も会うたびに何とか頼みますよと。その部分についてはやってきてますし、もう一つ驚いたのは、仕入れ担当者が2人いたんです。いわゆる公設市場の方から水産、いわゆるそっちの方からとってくる人と、それから漁協をやってくれる人、その人方の打ち合わせが何もしてなかった。それも直させました。仕入れ窓口は1カ所にしてくださいって。そういう話をして、あと食材のロス、これもレストランメニュー60以上もありました。メニューがある以上は、それに使う食材はストックしておかなきゃいけません。でも、売れるもの、売れないものもあるわけですよ。それも今20ぐらいまで絞り込ませました。そういう部分は経営努力やってきてます。それと館長代わった時には、一番のお得意様である大森建設に行って、大森社長に、今度この人館長になりましたからよろしくというふうな形の挨拶にも行ってます。

確かにバスを利用した町民の皆さんへの送り迎えの部分については、今後検討してもらいますけれども、今使わないから。それも何で使えないかということコロナ禍で宴会がないからですよ。宴会があれば、そちらの方で使ってるわけです。今、その部分が、今、全国の部分のその飲食業、ホテル業、みんなそこで苦しんでるんじゃないですか。その部分に営業努力が足りないとかってそういう形の議論したって、やっぱりおかしいと思いますよ。だからそこはそことして、先ほど言いましたように、営業努力に関する部分と、コロナ禍でやむを得ない部分、それから今のウクライナ情勢等でいろんな物価上がってますので、そういう部分と、資材高騰とか燃油高騰、こういう部分の3つ分けて考えないと、やっぱり議論がまとまらないと思うんです。

○議長（皆川鉄也君） 11番議員、ほかに再質問ございませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） まあ例えばですね、外部から経営者を募集して経営改善を仕切ってもらおうというふうなことがもし可能であればですね、私はそっちの方がより早い改善の道だなというふうに思うわけですよ。で、まあ今、今年度予算つけましたけども、道の駅移転に関するコンサルで……

○町長（森田新一郎君） 整備構想。

○11番（山本優人君） 募集の件ありますけども、あれは経営まで入らないということですけども、道の駅をあそこの移転した場合、当然ハタハタ館のリニューアルも関わってくるわけですよ。そうすると、今現在の構想の中で改修計画が1億8,000万の内容がある。それと併せて、その道の駅の移転の際にまた追加もあろうとするとですね、約2億円相当の改修予定、こういうふうなことを控えたハタハタ館を十分機能してやらせる

ことが現体制でできるのかなって、私、非常に疑問で不安です。で、さらにはですね、仮に年間1,000万円の利益を出したとしても、1億円の赤字には解消には10年かかりますよね。町長、10年町長やるんですか、責任持って。私は、まあそういった意味からですね、ハタハタ館の再生は、私は減資するべきだと。ゼロにしてしまうんです。そうするとマイナス500万円からスタートできる。で、1,000万円利益出れば配当できます。もちろん積み立てする方向で行くと思いますけども。やった結果が出て税金も入りますし、職員のボーナスも出せます。結果がいいわけ、よくなるわけですから。そのかわり、株主には責任を取ってもらう。減資という形で出資した分を全額ゼロです。そういうふうな整理の仕方をした方がですね、より早く再生できるというふうに思うわけですよ。その辺は考えどうでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 1,000万の利益あがって1億の損失あれば10年かかる。私、10年町長やれません、それは無理です。それは引き継いでいく話になります。私が引き継いだようにです。

基本的に今必要なのは、町としてハタハタ館はなくしちゃいけない。それで町長としては、先ほども一番先に答弁いたしましたけれども、ハタハタの里観光事業株式会社には昔からいた人が私の意見に反して辞めていった人方がいる中で、それを通して経営改善計画を作って、それを実行に移して、要するに33人を26人、まあいわゆるいろんな人があるんですよ。施設担当辞めた時は、やったことない人が手分けして勉強して今やりますよ。そういう形の努力をして経営改善計画、まだ食材の部分の、それもなぜか1,500万円の赤字出た時から食材の原価が50%にしてあった。なぜそんなことしたんですか。ハタハタ館はそういう施設で、そこで赤字なっても入湯部分で黒字なるから、それでペイしてきたんだ。そういう会社って私はおかしいと思う。だから身を切る改革をしなければ、再生への道の支援は町としてはできないという形を通してきた。だからその部分を、まず一つでも1,000万でもいい、黒字の、黒字体質にする。その部分の積み重ねが、10年かかろうが20年かかろうが、また1億円、9,500万円の資本金が元さ戻るわけですから、そういう部分のまず黒字体質の部分を作ることが先決で、それがしなければ税金投入っていうのはなかなか難しいっていうのは、私の1期目の2年間です。その3年目の部分で、その部分をやってくれたんだから、これは今のハタハタの里観光事業株式会社でハタハタ館の存続を、再生をやっていってもらいたい、そういう思いで

す。

いずれ一遍に解消するのは無理であります。そう簡単に、まあ一遍にお客さんが戻ってくりゃあまた別ですけど、環境もまた変わりました。その成果まだ出てません。ウェスパ椿山が廃業なったことによって、この近辺101号の部分で昼飯食べるのはハタハタ館ですよ。今度そういう部分のお客さんも入ってくる可能性がある。それから、湯っこランドが廃止になって、湯っこランド行った人方が今、まあ議員も提案になりましたけど、そういう人方へのサービスをどうしていくのか。そういう部分でハタハタ館、あるいは白神温泉ホテルの入浴者を増やす可能性もある。そういう部分をやらせてみて、その上でやっぱりやんなきゃいけないし、ただ今必要なのは、コロナ禍の中でどうしようもない、企業努力ではどうしようもなく収入が減ってる部分、そこの部分で赤字になってるわけですから、そこの部分と、それからいろんな油の価格、それから電気料、そういう部分もやっぱり今、企業側の責任で出ないようなものがあって、私も今、これほかのあらゆる産業そうなんで、そこの部分何とかしなきゃいけないと思ってるんですけど、そういう形の部分、分けて、やっぱりハタハタの里観光事業株式会社の手で再生させてやりたいなというふうな思いがあります。

○議長（皆川鉄也君） 11番議員、ほかに再質問ありませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） 私だけではないと思いますけどもね、ハタハタ館そのものの存在ってというのは、私はですね、おらが八峰町にはこういうハタハタ館という立派な施設があって、風呂も料理も楽しめますというふうに自慢したいわけですよ。ほかのまちに行った時に。ところが現状はそうでないわけですね、町民が。隣のへなし温泉さに行くけども、ハタハタ館には行かないというふうな町民が多すぎる。それはなぜそうってしまったのかなという、まあ非常にこの10年間、20年間の蓄積だわけですけども。

ハタハタ館を残したいというのは町民の願いだと思うんですよ。ところが経営が盤石でないとすればですね、別に株式会社、ハタハタ観光株式会社でなくてもいいわけです。4,000万も3,000万も補助するのであればですね、公募して別の会社にやってもらうという方法もあるわけです。そういうことを検討したことはないんでしょうか、町長。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） まず2つあるんですが、ハタハタ館にどうして町民が来ないのかと。来ない町民が多すぎる。そこの部分に関しては、なぜそういうふうに思われるのか不思議でならない。私、コロナ禍始まる前に毎年、要するに四十四、五回、宴会でハ

タハタ館。それから2年目の株主総会の時にいろんなことを言われて、年間、今、レストランには100回以上行ってますよ。けどその部分で、四十四、五回の部分では、自分の町内会とか周りの町内会とかそういう人方も行ってきてます。いろんな様々な団体も行ってきてます。基本的に町民の人方がその宴会場の部分には来てくれているんです。その部分を、本当に行かない町民が多すぎるっていう部分が、私はよく分かりません。それで私は、その四十四、五回行った部分で、料理の部分に関しては一度もまずいと思ったことがありません。私と一緒にいった町内会の皆さんも、みんなおいしいと食べてくれます。なのに、何か議会側の部分の一部ですけど、料理が悪いとかそういう話されるのがよく分からないんですね。まあそれが一つ。

それから、公募して別の会社。一番先に考えるのはそうですよ。だから2年間の部分で、なぜ私が頑なにハタハタの里観光事業株式会社が支援してくれて言った部分、2年で断ったか。それは、守るのはハタハタ館であって、町長として守るのはハタハタ館であって、ハタハタの里観光事業株式会社でないよという話をしてきたからなんです。そのハタハタの里観光事業株式会社がやれなければ、今議員おっしゃったように、やれる企業を公募して、半分以上の従業員が解雇されることになるんですけど、そういう部分もやることはできると思うんです。だけれども、その2年の部分で経営改善計画を作って、結果的に33人から26人まで絞り込んで、やる気を見せてくれてますので、その部分で私は今のこの困難、いわゆるコロナ禍の部分を何とか乗り越えてもらえるためには、そうやって努力してくれたハタハタの里観光事業株式会社が乗り越えていくべきだというふうなそういう形で考えてます。

○議長（皆川鉄也君） 11番議員、ほかに質問ございませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） 残したいと思いは同じだわけですよ。ハタハタ館を残したいわけですね。運営会社でなくて。そういう面では同じだわけです。ですから、私は早くにですね、公募すると変な会社が入ってきたりするので困るので、私は先だっても言いましたけども、例えば星野リゾートであれ、大江戸温泉物語であれ、あそこに経営委託というふうな方法だってあるんじゃないかな。ていうのは、そちらのプロは客を連れてくるわけですよ。まあJTBに行っても同じですよ。まあJTBに経営のアドバイスをもらうとか提携するとかですね、そういうふうな思い切った発想をするためには、先ほど町長の何だっけ、常勤の役員を検討したいというふうな話してましたけども、そういうふうなことと併せてですね、役員体制というふうな考えと外部委託というふうな、まあ

外部委託というか別な会社に委託するような考え、2つの点についての考えをお聞きしたいと。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 山本議員はよく星野リゾートのことをおっしゃいますけれども、ハタハタ館のような施設をお願いに行く場合に、1,300万円の指定管理料で今いる職員を全員採用して委託してもらえませんかお願いに行くんですか。それは恥ずかしくて行けないですね。だからどういうふうな形でお願いに行くのかっていう部分が非常に難しいってのは、それが一つです。

それから、常勤の取締役、これは必要だと思います。これないとですね、私、1日も勤務してませんから。状況は聞いてますよ。だけれども、1日中そこにおいて、従業員がどういう働き方をしてるのか、お客さんに関してどういう接待してるのか、いわゆるこう幹部の人から聞くだけの話で、私も昼飯食いに行った時に、私のこと社長だと思ってる人いませんので、それでいろんなことを、好きなことしゃべってる部分は聞いて、それを館長にお話しするんですけど、だけれども、いわゆるそっちの部分はやっぱり必要だと思いますけど、今、先ほどもお話ししたとおり、私の厳しい注文に経営改善計画を作って、ある程度スリムな形にやってくれたハタハタの里観光事業株式会社に、やっぱりチャレンジさせてあげたいんですよ。今いきなりそうやって身を切る改革をしてくれたのに、いきなりまた外から連れてきてってというのは、町長としては非常に、今の部分ではうまくできないと思います。今やっぱり努力してくれた会社の部分、このコロナ禍の部分に関しての窮地を救うための支援をしてあげて、黒字決算を打てるような形でやって累積赤字を減らしていく、そういう部分の取り組みをさせていただければというふうな形で町長としては考えてます。

それと、今2年間全くやってなかったいろんなイベントも、今年はやるつもりでいると聞いてますので、そういう部分でも、議員の皆さんも、山本議員も機会があれば必ずハタハタ館のご利用をよろしくお願ひしたいと思います。私もあらゆる会合さそういう話をして、ハタハタ館の利用を大変なのでお願ひしますということをお話したいというふうに思います。

○議長（皆川鉄也君） 11番議員、ほかに再質問ありませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） 私が思う外注、まあ外注でない、ほかの企業にやる場合ですね、私は相談の上、協議の上ですよ、まあ藤里等の委託料は4,000万、5,000万と、まあ……

○町長（森田新一郎君） 4,100万。

○11番（山本優人君） 聞いてますけども、別に5,000万でもいいわけですよ。ハタハタ館が間違いなく、これ以上負担しなくてもいい。これ以上負担しなくてもいいと。将来にわたって運営できる。まあ将来って、まあ何十年先のことではないですけども、安心して任せられるというふうな状況さえあれば4,000万でも5,000万でもいいわけです。ただそれが今のハタハタ館の運営体質では心配なので、私はこっだけ物を言っております。

で、先ほど町長が常勤が必要だというのであれば、常勤はちゃんと立ててですね、その人が本当に責任を持ってやると。ただし、現状の職員であるとすればですね、やっつること大して変わっていかないと思うわけで、そうすると、今仮に3,000万、4,000万を補助して、何年後にそれが黒字なるのか。まあ来年すぐなるのか、再来年なるのか、何年面倒みていけば本当に毎年黒字を出せるような体制にもっていけるのかと。いつまでも結局だらだらとやるのは駄目だという、まあこのペーパーにもあるわけですよ、皆さんに渡ってると思いますけども。ですから、その辺のタイムリミット、期間、その辺の感じ、2つ提案しましたけども。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 今までだらだらと経営してきた部分に関しては、否めないところはあります。だから、赤字経営体質だったからスリム化したんです。ここ、先ほど渡された部分、斜め読みしかしてませんけれども、これは平成26年の局長通知ですからコロナ禍が始まる前ですよ。コロナ禍が始まって、これがいつ収まるのかって山本議員もおっしゃったじゃないですか。コロナ禍が始まって、人の流れが止まってしまって観光バスが来なくなって、もういわゆる収入源のほとんどが、それから町民も含めた酒、飲食が駄目っていう形の自粛傾向になって、それが今、全国でいろんなところで苦しんでるんじゃないですか。それが収まって元に戻れば、今現在の部分はシミュレーションしたとおり黒字なりますよ。けども、今現在の赤字は、累積は1億なってますけど、個々に見れば1,500万、1,600万、2,000万、まあその次プラスで今回また1,400万って形になってますけど、もう2,000万あれば結果的にはそういう状況であっても黒字になってるじゃないですか、実際問題として。けど、そこの部分は、ほかの市町村うらやしい、まあ本当に我々の入湯税相当額って仕組み自体が、これが平成6年に始まった頃からの仕組みで、でもそこから平成19年に観光施設として宿泊部門、宴会部門できて、そ

ういうリニューアルしてるじゃないですか。そこの部分の経費かかり増しになる部分、それから新源泉掘った後に経費かかり増しなる部分、それを一切見てないというのはこれはおかしいじゃないですかっていうのが、まあ私、町長としては思ってることなので、そういう部分を会社の方でも納得していただけるような形の協議をしながら進めていて、議会の皆さんに提案させていただきたいというふうに思います。

いずれ、だらだらと赤字経営体質のまま来てわけじゃなくて、一年一年、長くいた人が辞めていくくらいの意見交換の違いを乗り越えてここまで来てますので、そういう形でご支援をよろしくお願ひしたいというふうに思います。

あと、常勤の役員の部分については、今その時期なのかどうか。今、誰が来たってと人の流れが元に戻らなければ収入上がりませんよ。だからそれが今なのかどうかの部分については、まあこれはハタハタの里観光事業株式会社において協議してもらいたいという話をしたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） 11番議員、ほかに再質問ありませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） まあだらだらと経営してきたというのももちろんですが、これから仮に2,000万プラスしてもらえれば3,300万、補助金としては必要だというふうに聞こえたわけですが、これが何年で良しとするのか。もっと増やしていく必要が出てくるのか。その辺の見極めというものが必要だと思うわけですよ。結局、3,000万、4,000万補助してあって、毎年500万利益だ、300万利益出た喜んでもらっても困るわけですよ。私はそういうことではないんじゃないかなと。私、ですから本当にその必要な財源、補助金の財源がね、例えば3,300万やって、経営が上向いてきた時に3,300万が300万円でもいいんだというふうな状況になることが必要なわけで、それが会社として運営できていくという証なのではないかなと私は思うわけですよ。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 平常時であれば、今、山本議員がおっしゃった部分はそのとおりだと思います。何年まで経営を黒字化させる。まあこれシュミレーションすれば数字では出てくるんですが、今のコロナ禍が、いわゆる世界中で人の流れを止めてしまったこのコロナ禍がいつまで続くのか。売上げが、観光客、観光バスが今までのようないつもの日常に戻ってくるのはいつなのか。その部分の見込みがつかない限りは、いつまでっていうのは誰も言えないと思います。今、人の流れが止まれば、今、日本中の観光旅行、ホテル業、みんな苦しんでいますよ。だからその部分が戻った暁には、黒字なれ

るようなそういう形出せますけど、今、この部分でコロナ禍いつ終わるのか、来年終わるかもしれませんよ。新しく薬が、飲み薬ができて、重症化防止できる季節インフルのタミフルのような薬ができれば、これはただの病気の一つになりますから、一切の歯止めなくなりますからそれはできますけど、今のこの段階でそういうふうについていけば黒字化なるのかという部分の質問には、これは誰も答えられないと思います。

○議長（皆川鉄也君） 11番議員、時間が迫っておりますので。

○11番（山本優人君） いずれ最後に、ハタハタ館は存続させたい。施設は存続、潰すことはできないわけです。そのためには、最低限、役員の努力、これは営業活動ですよ、いわば。それを十分行ってですね、存続できるような体制づくりを早急に目指してもらいたいと思います。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） これで11番議員の一般質問を終了いたします。

次に、8番議員の一般質問を行います。時間も経過しておりますので、8番議員の質問が終わり次第、休憩をとりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） それでは、次に8番議員の一般質問を許します。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 8番見上政子です。

通告に従い、3点について質問を行います。

まずはじめに、学校給食の無料化について考えを伺います。

学校給食は、児童生徒が成長する上で欠かせないものです。栄養や健康な体づくりの食材を地産地消から始まり、そこには労働や農業が関わってきます。安心して食べられるものができるなど、いろいろなことがここで学ばれていくことと思っております。

義務教育は憲法で保障されて無償化になっています。したがって、学校給食もその一つであることが、今、全国で論じられています。76自治体で実施され、県内でも東成瀬、上小阿仁村、八郎潟町で実施されています。最近では三種町長が学校給食の無料化を宣言しました。

少子化対策の面からも、急激に進む少子化を食い止めないと、町の将来の存続が関わってきます。子どもは町の宝物です。子どものためにできることは食欲に何でもやって子育てを応援する町であることを対外にアピールすることができるのではないのでしょうか。

次に、利便性の良い巡回バスと介護タクシーについて考えを伺います。

高齢化人口は当町は5割近くになっているのではないのでしょうか。最近、椿の交差点で高齢者が住宅に突っ込む事故がありました。高齢者は免許を返納したくとも、交通状況がしっかりしてないと安心して免許返納ができません。試行運転中、担当職員は利用者の声を聞いて、変更できるところは変更していますけれども、中には岩館地区からの運行について、秋北バスは休みなく1日3回走っていたのですけれども、これがなくなって不便になったという声があります。そういう声も組み入れつつ、少しでも便利になったことを実感できるものでなければならぬと思っております。

何といたっても切実に不便なのは、道の駅でのバスの乗り換えです。高齢者が必至の思いで手押し車でバスに乗っても、乗り換えるのが大変であるとされています。せめて厚生医療センターまで、能代駅まで、ある程度杖をつきながらも市内の病院に行く人は、市内の巡回バスをうまく使ってこれも利用しています。地域公共交通での会議の話し合いの中で、結果は無理であることは承知していますが、まず優先されるのは利用者の声ではないのでしょうか。高齢でも買い物や病院へ自立して移動できるよう交通対策を考えるのが、この会の目的ではないのでしょうか。

また、一人暮らしの高齢者が人口がどのくらいなのか、担当課から後で教えてもらいたいと思っておりますけれども、巡回バスは、地域によりますが、週3回から6回あります。空白の曜日や運行時間以外に用事ができると身動きができません。特に体調が悪く、救急車を呼ぶほどでもないという時に便利なのが介護タクシーです。町内に1台しかなく、なかなか連絡が取れないと言われております。町であと一、二台確保できるように、町で支援して起業を起こさせるようなこういう考えはないのでしょうか。タクシーでの利用は、茂浦あたりですと五、六万かかります。これらの補助も併せて考えを伺いたいと思っております。

次に、町民に愛されるハタハタ館について伺います。

温泉は、健康保持や労働の筋肉部分の緩和、心身のリフレッシュに欠かせないものだと思います。なくてはならない施設です。気軽に利用していたハタハタ館も、平成19年の大改修で数億円の町費をつぎ込んで全体がホテルに様変わりになりました。観光目的がはっきりすると、どうしても町民が寄りつかなくなります。体験センターと重なるところは宿泊です。できた当初から目的が違うからと、これを論じてきました。しかし、ここで出す食事の内容も、ハタハタ館のホテルの食事の内容も別々で、体験セン

ターの職員の人たちは本当に大変な思いをしてこの食事の世話をしてきたりという、何
というか、同じ体験センターとハタハタ館でありながら、職員同士の必至のこの思い、
職員には何のあれもありません。ただこの体制が違うことによって、このジレンマから
抜け出せないまま、これが続いてきております。思い切って競合する部分は全てカット
して宿泊なしにして、体験センター用と配食弁当、宴会用だけにして、食事はぶりこと
近くの民間食事処に任せた方がいいのではないのでしょうか。ホテル並みの売店は全てや
めて、販売はぶりこに任せ、そのスペースは湯っこランドと社協などのデイサービスの
休憩所に利用できるといいなと私は思っております。

コロナ禍の影響もありますが、観光目当ての売上げ減少は、コロナが始まってから予
想していたにもかかわらず、何の手も打たなく今まで続いてきました。経営に対する先
見の目がないからではないのでしょうか。例えば東京の品川の有名なホテルは、全面営業
停止。深浦のウェスパ椿山は、ふかうら観光開発会社は11月から温泉も全面ストップし
ております。再開の目処は立っていないということです。このような営業に対して経営
会議は深刻に受け止めて、会議を定期的に行ってきたのでしょうか。時期を見て、頻繁
に開くという、開いていかなければならないものだったのではないのでしょうか。これ以
上、観光に向けて町税をつぎ込むことは、町民の賛同は得られません。素人が観光目的
の第三セクターを運営するには限界があります。民間の経営コンサルタントの指導を受
けることが考えないのでしょうか。町民に愛されるシンプルなハタハタ館にして、高齢者
割引、家族割引を行い、ハタハタ館のバスを有効活用して入場者を増やすことが大事で
はないかと思いますが、社長である町長はいかがお考えでしょうか。よろしくお願いま
す。

○議長（皆川鉄也君） 休憩いたします。午後1時より再開いたします。

午前11時37分 休 憩

午後 1時00分 再 開

○議長（皆川鉄也君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

8番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 1問目の学校給食の無償化については、私の後に川尻教育長が
答弁いたします。私からは、2問目の巡回バスと介護タクシー、そして3問目のハタハ
タ館について、私が答弁させていただきます。

2 問目の「利便性の良い巡回バスと介護タクシーについて」お答えします。

巡回バス試行運行に当たっては、まず自治会にお願いし、65歳以上のみの世帯、821世帯、1,173人を対象としたアンケート調査を実施しました。回収数は1,501人、回収率は89.6%と非常に高いものであり、かなり信頼度の高いものであると思っています。

このアンケート調査の「運転免許証がない人のバス利用が少ないと思う理由」という項目で回答が多かった順の5つは、「運行本数が少ない」が46.8%、「乗りたい時間の運行がない」が40.7%、「運賃が高い」が22.4%、「移動に時間がかかる」が21.9%、「バス停までの距離が遠い」が16.9%でありました。「目的地までの乗り換えが面倒」という回答も11%ほどありましたが、巡回バスの骨格を作るに当たっては、回答が多かった5つの点を改善することを優先いたしました。

また、八峰町の巡回バスを能代まで走らせるには、「能代市地域公共交通会議」においてバス事業者等の利害関係者との調整を図る必要があります。町巡回バスを能代まで走行させますと、結果として既存のバス路線に乗るはずの八峰町の乗客を奪うこととなりますので、バス事業者等の理解が得られないほか、路線バスの運休に繋がる可能性もあります。そうなった場合には、八峰町の巡回バスの目的地までの途中の地域の能代市民の足の確保をどうするかという問題も出てまいりますので、能代市の理解も難しいと考えます。

このような考えから、能代市やバス事業者等の利害関係者の理解が得やすい、八峰町内にある「道の駅みねはま」を乗り換え地点とする現在のシステムにしたものであります。

乗り換えが生じているのは事実ですが、町ではその負担軽減を図るため、3つの対策を講じています。

1つ目は、「乗り換え時間が全ての便で5分」と、待ち時間が最小となるように秋北バスと連携をとった時刻表としています。

2つ目は、熱中症対策や天候が悪い時などを想定し、乗り換え車両が到着するまで車内で待機できるなど、巡回バスを待合室として利用できるようにしています。

3つ目は、「乗務員が利用者に乗り換え案内の声がけ」を行い、乗り間違えがないように丁寧な対応を行っています。

通常、公共交通機関の乗り換えをイメージすると、乗り換えまでの待ち時間が長かったり、乗り換え場所や車両を探さなければならないといった不安が伴う場合もあります

が、町巡回バスと秋北バスとの乗り換えについては、これら3つの対策を講じることに
より、負担が少なく安心してご乗車いただけるものと思っています。

誰もが満足する完全な交通体制の構築は困難ですが、「運行時間」、「運賃」、「移
動時間」、「空白地の解消」といった課題に優先順位を定め、部分最適ではなく、全体
最適となる交通体制の構築に取り組んでいるところであります。

次に、「介護タクシー」についてお答えします。

町には現在、タクシーのようにドアツードアで移動できる手段として、外出支援サー
ビス事業、障害者移動支援事業、交通空白地有償運送事業の3つの事業のほか、個人営
業の福祉・介護タクシーがあります。

それぞれの事業ごとに利用できる対象及び利用要件がありますが、外出支援サービス
については、在宅生活者で歩行困難等のため公共の交通機関を利用して医師の診断等を
受けることができない方を対象とした移送支援のサービスを提供する事業であり、八峰
町社会福祉協議会とJA秋田やまもとへ委託しています。

障害者移動支援事業については、屋外での移動が困難である障がい等を持つ方を対象
とした地域での自立生活及び社会参加を促す移送支援のサービスを提供する事業であり、
八峰町社会福祉協議会へ委託しています。

交通空白地有償運送事業につきましては、公共交通の空白地となっていた大信田・
埴・仲村・横内地区を対象とした移送サービスで、八峰町社会福祉協議会が運営主体で
行っている事業であります。

個人営業の福祉・介護タクシーについては、町内で営業を行っている方が1名おり、
人の手を借りなければ移動できない方を対象に行っています。

ご質問にある「介護タクシーを時間制限なく利用したいが、町内に1台しかない」と
いう部分につきましては、現在、役場OBの方が新たに介護タクシーを営業する手続き
を行っていますので、近いうちにもう1台増える予定になっています。

利用者負担については、外出支援サービス事業、障害者移動支援事業、交通空白地有
償運送事業の3つの事業については、利用者負担が軽減されるものとなっていますが、
介護タクシーについては、通常のタクシー料金のような料金体系で行っております。民
間事業者として自分の事業がペイできるようにという考え方から伺っています。

ご質問の利用者負担を軽減する支援策については、介護タクシーが2台になった際の
利用状況を踏まえるとともに、実際利用されている方々の声も伺いながら今後検討して

まいりたいと考えています。

「町民に愛されるハタハタ館」についてお答えいたします。

1点目の「「体験センター」・「産直ぶりこ」と「ハタハタ館」の営業内容が重なる箇所は廃止とすることを考えないか」については、体験センターは教育施設として町が運営し、産直ぶりこは農林水産物の直売施設として組合が運営し、ハタハタ館は観光振興と住民の交流、健康、福祉の増進を目的にハタハタの里観光事業株式会社が運営しており、それぞれ目的が異なる施設です。これまでも各団体が協力・連携しながら営業を続けておりますので、今後もこの方針で対応してまいります。

なお、今年度策定予定の「御所の台エリア再構築構想」では、各施設の役割を整理し、エリア全体の再構築を図りたいと考えております。

2点目の「町民に愛される「ハタハタ館」に移行するため家族割、高齢者割を行い、湯っこランドの利用者などをハタハタ館に呼び込むため、ハタハタ館のバスを有効活用して送迎を積極的に行う」についてお答えします。

ハタハタ館は、八峰町を代表する観光・保養の拠点施設として町外でも有名であり、地域振興に大きな役割を果たしてまいりましたが、「町民に愛されるハタハタ館」となることも非常に重要なことであると理解しております。ハタハタ館では、現在、毎月8日を「八峰の日」、毎月26日を「風呂の日」と定めて、入浴料の割引サービスを実施し好評を得ているほか、町内小グループのご利用の際には送迎サービスも実施しております。

見上議員のご質問にあります「家族割」や「高齢者割」、「バス送迎」につきまして、「町民に愛されるハタハタ館」への貴重なご提案と受け止め、実現可能かをハタハタの里観光事業株式会社と協議してまいります。

3点目の「経営者会議を定期的に頻繁に開いてきたのか。素人集団の営業でなく民間の経営コンサルタントからアドバイスを受けるなど、経営方針を改める考えはないか」については、前段の経営者会議は取締役会に当たると思います。取締役の人員は7名で、町内の会社役員や団体役員、放送事業者の関係者の方々が就任されており、ハタハタ館の経営に関する様々なご意見を伺っております。取締役会は、令和元年度には3回開催され、令和2年度には新型コロナウイルス感染症の影響もあり2回開催、令和3年度には3回開催、令和4年度にはこれまで1回開催されております。

「民間の経営コンサルタントからアドバイス」については、これまでの実績としては、

温泉施設専門のコンサルティング会社による覆面調査を行い、ご意見を伺いながら一部経営に反映させたほか、私の人脈を活用して同じく覆面調査を行い、アドバイスを受けたこともあり、その際にはレストランのメニュー数を大幅に減らすとともに食材原価率を向上させる措置をとっております。

いずれにいたしましても、コンサルタントの活用については、その必要性の有無も含めて、ハタハタの里観光事業株式会社と協議しながら対応してまいります。

私からは以上です。

○議長（皆川鉄也君） 川尻教育長。

○教育長（川尻茂樹君） 見上議員の1問目の「学校給食の無償化について」、私の方からお答えします。

給食費を全額負担することにより経済的な負担が軽減されることは確かではありますが、保護者の子育て意識が低下したり、食に対する感謝の心を阻害してしまう恐れがあります。令和元年度に実施した各小・中学校の保護者アンケート結果では、約9割が半額補助継続で良い、十分な対応と回答があり、概ね理解・評価がされていることと思います。

社会情勢等により今後も物価高騰などによる賄材料費が増えることが危惧されますが、これまでどおり地場産を取り入れながら、栄養やバランス・質・量を落とさずに提供維持できるようにしたいと考えております。

給食費についても子育て支援策として、令和2年度改訂後の1食当たり半額助成による小学生132円、中学生167円を令和6年度まで継続していきたいと考えております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） 8番議員、1問目の「学校給食の無償化について」、再質問ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 学校給食の1問目から再質問を行います。

教育長は、学校給食についての食育・教育について、どのように考えてますか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の質問に対し、当局の答弁を求めます。川尻教育長。

○教育長（川尻茂樹君） 今、食育についてのご質問ですけれども、見上議員おっしゃるとおり、食育というのは大変重要なことだと考えております。食べ物を大切にするとか、それから作ってくれた人、食品材料なり、それから料理なり作ってくれる人、あと、保護者の負担、そういったものへの感謝の気持ちを含めて大事にするということで、私も

そう思っています。学校の方でも、学校栄養士が各校を回って食育を実施しております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 学校給食というのは、栄養のバランスとか、それから地産地消、その地産地消の仕組み、八峰町の産業、こういう教育面では非常に重要なものが含まれていると思います。それをやっぱり生かす、教育として生かすためには、これを教育の一環として考えるべきだと私は思っております。その点いかがですか。教育の一環として考えられますか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の質問に対し、当局の答弁を求めます。川尻教育長。

○教育長（川尻茂樹君） 食育もやはり教育の中の大事な部分を占めていると思います。

○議長（皆川鉄也君） 8番議員、ほかの1問目の再質問ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） これは大事な教育です。これを突き詰めていけば、いろんな生物の問題からいろんなことが含まれるんですが、ただ、今学校で置かれているその現状というのは、どのくらい食べているか、私の認識では15分で食べきってしまうとか、次の授業に間に合わないのではとか、それから、この前も給食委員会にも出たんですけども、薄味に慣れさせるということで、ラーメンの味が薄かったりとか、学校の先生からいろいろ言われましたけれども、やはり給食の大事さというのは、外食とかコンビニの味に慣れている子どもたちが、本来であればこのくらいの塩加減で食べるのが当然だよっていうふうなこういう教育も非常に大事だと思います。そういう意味で、これは本当に奥の深い学習と私は考えておりますので、義務教育の一環としてこれは考えるべきだと思いますが、もう一度教育長お願いします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。川尻教育長。

○教育長（川尻茂樹君） 食育が大事である、それから教育の一環であるっていうことはよろしいのですが、それとは給食の無償化とは、私は結びつかないと考えております。むしろ給食費を親が一部でも負担しているというふうな親の意識、子どもの意識があることで、食育がさらに進むのではないかと私は考えてます。

○議長（皆川鉄也君） ほかに1問目の再質問ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 親が負担するというのも、そういう考え方もあるでしょうけれども、現在は小学生で半額で132円、中学生で半額で167円、これは大体20日くらいで

しょうか、給食たべるのは。すると、2,640円と3,340円で、子どもが2人、小学生と中学生がいると6,000円の給食代がかかります。人数があるとまたこれに加算されると思います。そういう意味でもですね、今、予算が1,000万円、1,000万ちょっとの給食費の予算ですけれども、これを無償化することは財政的にはそんなに難しい問題ではないと思います。

それとですね、今、物価高騰で給食費が、材料が値上がりとかいろんな問題がこれからも出てくると思いますけれども、物価高騰で給食費が値上がりすることは、まあここではもう値段が決まっていますので町の負担になりますけれども、その町の負担であってもやはり国の臨時交付金、地方創生臨時交付金は、値上げの抑制しないために活用してほしいということが国から来てると思うんです。県の方から値上げしないと該当しないとか言われますけれども、県は県で地方交付金は来てます。県の方と市町村の方にお金がちゃんと割り振りされて下りてきてますので、この割り振りされたお金を利用して町の負担、財政の方に負担がいくような利用できるのではないかと思います。その予算、給食費の予算と、それから地方創生の仕組みについて一言お願いします。

- 議長（皆川鉄也君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。川尻教育長。
- 教育長（川尻茂樹君） 地方交付税について、交付金ですか、については、それこそ給食費が負担が増えるところに関してのその交付というのはあるというふうなことで調べておりますが、それは八峰町の場合はどっちかという町の方の負担が増えるんですが、保護者の負担を増やさないという方針でいってますので、それには該当しないということになります。ただ、そのほかのことについて、いろんな形のこういった交付については検討していきたいと思えます。

○議長（皆川鉄也君） 1問目の再質問ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 1問目はこれで終わります。

次に、2問目にいってもいいですか。

○議長（皆川鉄也君） はい、どうぞ。

○8番（見上政子さん） 利便性の良い巡回バスということで、公共交通会議の中で能代に入り込んでいくのは秋北バスの関係で難しいということがありましたけれども、その会議の中に町内から何人参加して、その会議の中で本当に乗り換えるのが非常に難しいということ発言していったのでしょうか。その点をお願いします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの「利便性の良い巡回バスと介護タクシー」の再質問に

対し、当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 少し勘違いされてる部分があるかと思いますが、公共交通会議、これは八峰町公共交通会議と能代市公共交通会議があります。それぞれのエリアの部分の問題について議論する場なんです。だから八峰町が能代市まで、いわゆるバスを走らせる部分に関しては、能代市の公共交通会議が該当、その部分のバス会社、タクシー会社等、利害関係者と関係しますので、その部分については能代市の関係者が出席する場であって、八峰町の方々は出席できません。もう一つ八峰町公共交通会議は、八峰町内における公共交通、いろんな問題を話し合う場であって、そこには能代市、まあいわゆる陸運局とかそういう方々は入りますけれども、能代市の関係者は入らない。バス会社とはこちらの方に入りますけど、そういう仕組みになっていますので、その部分を線引きしないと議論が、要するに能代市公共交通会議には能代市に関係する人方が出席する場であって、なかなか八峰町の声はそこに届けるには、事前に能代市の事務局の方と調整しながら進めてきてるってということをご理解いただきたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） 8番議員、ほかに2問目の再質問ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） そのエリアが難しいということですが、これは設立する時にそういうふうな決まりとか、まあそういったことが当然、国の方の決まりであったんだと思いますけれども、そうすればね、やはり今まで秋北バスで走ってもらった方がずっと便利であったという声の中にそういう声も出てくるんですよね。私もアンケートとった時にそういう声がありました。やはり秋北バスを走ってもらった方がずっと能代まで行けるので便利がいいっていう、それも毎日、日曜日でも走るのでっていう声が出てきます。そういうのを、声を少しでも緩和させるために、こちらでも便利だよということで、まあ役場の人たちが、担当課がいろいろ工夫して、そういう人たちの声に応えるに頑張っているのは分かりますけれども、やっぱりそこです、どうしても越えられない線があるというのであれば、これはやはり秋北バスの方が便利だったなというふうなこういう結論になってしまうと思います。そういうことをさせない、そういう思いをさせないように、このことをどうしても一線を越えられないのか、そういう国の決まりになってるのか、そこら辺もう一度、町長の考えをお願いします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 前の時の意見交換でも出てきた話なんですけど、ここアンケート

ト、私も要望いただいたやつ見てみましたけど、現実問題として利用されていない方々が多い、まあ全体の数も少ないんですけど、その中にそういう意見があったのは分かりますけど、ただ、ここの部分を新しい地域公共システムを作り出そうとしてこっだけ長い時間かけてやってきたのは、今までの岩館線と大久保岱線だけだったら駄目だって、そっから始まってんです。そこの部分の方が良かったという話であれば、これはもう本末が逆でありますので、少なくとも毎年1,000人以上、まあいわゆる毎月1,000人以上の利用者があるわけでありまして、さらにこの後、その部分が増えていきます。それで5つのコースに分けて、それぞれの時間があまり変わらないようにして、バス時間、バスとの連結の時間も短くしながら、いろいろ工夫してやってきてますので、ごく一部の方がそういうふうな形の意見があるとすれば、逆にいけば、そこの方が住んでる場所によってまたいろいろ違うと思いますけど、まずこういう形で本格運行を目指して試行運行しているという部分に関しては、そこの部分の入り口がこれ駄目だと言えどももう議論なりませんので、そこの部分は理解いただきたいと思います。みんながこの後、免許、運転、私も含めてですよ、免許、運転できなくても足腰が元気なうちは自分の住み慣れたところで安心して暮らせるようにするための基盤づくりも今やってるわけですから、その骨格づくりの部分で、今何度も申し上げましたけども、これまでも申し上げましたけれども、いろんな不具合が出てきますけど、それはそこの部分で徐々に改善しながらやっていきたいと思いますので、まあそういうふうにご考慮いただければと思います。

○議長（皆川鉄也君） 2問目の再質問ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 町長の言葉に、利用してない人がそういう意見を発してるというふうに言われましたけれども、これ利用してる人たちの意見ですので、そこはちょっと勘違いしないでほしいと思います。利用してる人たちが、やはり向こう、能代まで行きたいっていう、まあそれはちょっと堂々巡りになりますので、まあそういうふうな考えもあるということをご考慮いただければと思います。

介護タクシーの方ですけれども、今、OBの方が手続きをしておられるということですが、町の方で支援してるのかどうか分かりませんが、やはりタクシー料金は高額です。ちょっと利用したくとも、よほどのことがない限り、ただそのよほどのないことがない限りということがどうしてもやはり出てくるわけです。そういう場合はこれを利用したい。で、外出支援サービスとか障がい者移動、これは、外出支援は介護1の人が利用するもので、私が加藤町長の時、一般質問してこれ実現できたことですので、私

もよくこれは分かりますけれども、あと障がい者移動、これは社協の方でやってるので、これとはまた介護タクシーというのはちょっと意味合いが違いますので、この2台になったっていうことは本当に皆さんの声がやはり反映されたのではないかと思います、その利用の、これから利用する人によって、どのくらい利用するかによって考えるということですけども、これを是非、料金を割り引く、また起業する人には補助をする、こういうふうなことをもう一度考えてないか伺いたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 介護タクシーが、いわゆる民間の方がやられています。で、その民間がやる以上は、やっぱりその事業がペイしないと、赤字だとやっぱりやれないわけですよ。だからその部分は通常のタクシー料金の部分でやってるというふうな形で、その部分がもう1台増えると。利用者が多ければ、さらにもう1台増える可能性もあります。そういう部分で、そういう部分を目指してやってるっていう話も聞いてます。

それからもう一つ、この介護タクシーが2台になることによって、懸案となっている町の中を自由に動き回る手段。今回は利害関係者が今町内にいませんので、全部巡回バスで外に出ていきましたので、中の部分については私たちのフリーハンドでできる可能性がありますので、その部分について、新しい、いわゆる自由に行ける部分をどういうふうにするかの部分の詰めを今してるところですので、それはまたまとまれば皆さんにご説明してご意見を伺うんですが、その部分のキーマンになるのが介護タクシーでもありますので、そういう部分で需要が増えれば、いわゆる介護タクシーの台数も増えていくのがこれは普通の現象ですから、その利用状況、どのくらいの金額で、まあ例えば公共交通空白地の部分であれば、横内と仲村は800円、一番奥の大信田の方は1,200円とかとなっておりますので、そこら辺の金額がどうなるのか。いわゆるどういう利用状況にあるのか。その辺、通院とか買い物ですから町内の部分でそこまでどういう料金になるのか。その辺も利用状況と、その利用者が支払う料金、その部分をいろいろ検討した上で、その利用者の声も聞いた上で検討してまいりたいというような、そういうお答えをいたしました。

○議長（皆川鉄也君） 8番議員、2問目の再質問ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） これは高齢者が5割になる、どんどん増えていく、こういう状況の中で、本当に真剣に考えていかなければならない課題だと思います。是非、介護タクシーに対しても支援、援助を強めて、それで自由にやはり町内、能代、まあ特別具合

悪かった時に利用できるようになるためには、安心して暮らすためにはここが非常に大事な部分ですので、これからも考えていただきたいと思います。答弁は要りません。

○議長（皆川鉄也君） 2問目の再質問はありませんか。

○8番（見上政子さん） はい。

○議長（皆川鉄也君） 3問目の「町民に愛されるハタハタ館」について、再質問ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） ハタハタ館については、本当に体験センターとぶりっことハタハタ館とこうあのエリアの中に競合した施設があります。それと、本当に環境的には抜群なんですけれども、何にも利用されていない、桜がちょこっと咲くだけの御所の台の公園があります。本当にあの一角がそれぞれがもうぶつかり合って、どっちつかずのその状況になってしまってる。これを改善しなければならないと思います。町長は、よく観光、観光ということ言われますけれども、観光よりも、まず町民が利用して、それで町民のための温泉を取り戻す、こういう対策が今一番大事ではないかなと思います。そのためにも、ハタハタ館がエリアとぶつかったところ、例えば体験センターの食事、体験センターの食事とハタハタ館の食事、これが私も2回くらい泊まってますけれども、本当に何といいますか、やるせない気持ちになります。ここはやはりハタハタ館は宿泊、ハタハタ館、体験センターだけの食事、それから今行ってる配食弁当、それとあと宴会は宴会で豪華な食事が出るようなんですけれども、宴会は宴会でやっていく。こういうふうなスタンスをはっきりして、それでも今のレストランは民間、周りに民間の食事処がいろいろありますので、そちらの方に任せる。そして売店は、本当に大きな大ホテルの売店かのようにあらゆるものが置いてますけれども、あれを湯っこランドとか、それから社協のデイサービスとかそういうのに活用してもらって、町民が利用できるようにする。こういうことをリニューアルして考えることはないですか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 先ほどの質問の中でも触れられておりましたけれども、宿泊をやめたらどうかとか、レストラン要らないとか、売店も要らないとかというふうな、そういういろいろ今営業してる部分をやめたらいかがかというふうな話なんですけど、その前提として、答弁する前の前提として伺っておきたいことがあるんですが、もしそういうふうな形にすると、ハタハタの里観光事業株式会社の従業員、今25人います。その半分以上、解雇しなきゃいけないんですけど、その部分を前提として答えるという話で

いいんですか。それとも、その25人の従業員はそのままで今のお話を回答すればいい。

そこら辺の部分、ちょっと教えてください。縮小していけば……

○8番（見上政子さん） 反問権になります。

○議長（皆川鉄也君） ちょっと待ってください。

○町長（森田新一郎君） まず町長に言わせてください。

○町長（森田新一郎君） 要するに、これどう答えるかの部分の前提としてね、そういうことなのか。その辺を少し教えていただければと思います。

○議長（皆川鉄也君） 8番、今、反問権だと思いますので、どうぞ。

○8番（見上政子さん） これは反問権ですので、質問する権利として、ここでは反問権は行われないう決まりになってると思います。ここら辺を注意してもらいたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） 休憩します。

午後 1時39分 休 憩

午後 1時40分 再 開

○議長（皆川鉄也君） 休憩前に遡って再開をいたします。

ただいま森田町長の発言は、反問権というぐあいにもとらえます。それについて、8番議員見上政子さんからお答えを願います。反問権は先ほど認められておるということでございますので、どうかよろしく答弁の方をお願いします。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 職員に対しては、これは全てスリムにはなりますけれども、従業員としては別の仕事がいよいよ出てくると思います。売店をやめて、それからここに新しい湯っこランド利用、高齢者のためのものとか、これからいろいろリニューアルしていくのかどうなのか、1,000万円の設計委託料出してますので、そこでいろんなことがこれから出てくる、全てばさっとそこで切って従業員がいなくなるっていうことではなくて、事業がいろいろ拡張されてきてる計画ではないかなと思っております。そこで、当然従業員に対するこれからの仕事の内容も変わってくると思いますので、そこで今働いている人たちを全てリストラするとかそういうことではありませんので、お願いいたします。

それとですね、本当に先ほどから議論なってますように、非常に赤字が大変な赤字です。私たち町民にはとても賄いきれないこの赤字になっております。この赤字のやっばり最たるものは、大改修で7億くらいかけてリニューアルして、それ以降からどんどん

黒字に続いてない。今、観光事業というのは、リゾートっていうのは下火になってきて、まあそれは異論あるでしょうけれども、ありのままのこの八峰町をそのまま生かした観光、こういうところに今、全国どこでもこのありのままのまちを生かしたものを続けているところがほとんどだと思います。

それですね、私、町長の言葉で気になったのは、人が増えなくてお客さんも来ないので大森建設にお願いしてるという、こういう発言がありました。これは非常に問題だと思います。お願いするところは町民です。町民の方々に利用してほしい、そして町民の方々が宴会に使ってほしい、いろんな弁当もありますよとか、こういう宣伝をするんだったらまだしも、大変になったら大森建設にお願いして宴会を使ってもらってますっていう、こういう発言はちょっと問題だと思います。町長、もう一度、町民に対してもっと利用しやすいようなハタハタ館にするためにどうするのかということを知りたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 最初の質問の部分からお答えします。

体験センターの食事とハタハタ館の食事別々にというふうな形であれば、体験センターにもその食事の部分をやる部分をつくるっていう話だと思うんで、その部分については、体験センターを建てて、建てた時に廊下で結んだのは、ハタハタ館の給食部門のそういう人の力を借りて子どもたちの食事を提供するというふうな、そういう前提でスタートしてきてるはずですので、それからレストランを別の団体でいくと。あのハタハタ館のレストランの厨房で宿泊者の食事も提供してますので、そういう部分でまた別に厨房をつくるとしては、それはもう無理な話だと思います。

それから大森建設にお願いしてるっていう話は、大森建設も代表取締役の一人だから、当然、山本酒造店とか鈴木水産、そういう社長さんにも使ってくださいってはお願いはしてますので、一番大口で使ってくれるのは、600人ぐらいの従業員いる大森建設さんがいっぱい従業員いますので、宴会をお願いします。ほかにも山本酒造店にも宴会をお願いしますって、そういう売上げが足りない部分についてはそういうふうをお願いしてきた経緯はございます。

○議長（皆川鉄也君） ほかに3問目について再質問ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） やはり入湯者を増やしていく、そして入湯を呼びかけていく、これが一番大事なことはないかと思います。入湯者は本当にお金にはならないという

ことを経営者も言っていましたけれども、一番お金になるのは宴会だからということで、そうではあってもやっぱりハタハタ館は町民のための温泉であります。これはなくてはならない大事なものですので、もっと町民の人たちを呼び込む手段、バスも利用するようなことを言っていましたけれども、本当に積極的に割安とか、それからバスを利用するとか、こういうことを考えてもらいたいと思います。

それと、経営者の中に取締役会の中、7人の中には、本当にこの町を支えてる企業が入ってますけれども、どうしてもやはり経営者の声というか男性の声というか、女性がやはりこの経営会議の中に入っていない、こういうことがやはり町長の考え方なのかどうなのか分かりませんが、やはり女性をもうちょっとこういう、例えばポンポコ山の産直とかあの辺は大変若い人たちで女性の人たちが活躍して、生き生きとした施設になってると思います。こういうところにもやはり女性をもっと生かして、運営、経営にアドバイスをもらう。

それから、取締役会が令和2年2回、令和元年3回開かれてますけれども、私たち議会の中で、水道管理、それから下水道、これは上半期、下半期、議会のたびにこういう報告があります。ですので、これも企業ですので、やはり議会ごとに、議会のたびごとに、最低その会議を開いて、それで報告するとか、経営状況がどうなってるのかとか、そういうことは私たちに報告して、で、足りなければこのくらい足りないのか、これで支援できるのかどうなのか。そこら辺の見通しがないと、今のままではやはり……

○議長（皆川鉄也君） 見上議員、時間となりましたので、一般質問を締め切ります。

日程第3、議会運営委員会の閉会中の所掌事務の調査についてを議題とします。

議会運営委員会委員長から、所掌事務のうち、八峰町議会会議規則第74条の規定により、次期議会の会期日程等、議会の運営に関する事項等について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第4、常任委員会の閉会中の所掌事務の調査についてを議題とします。

各常任委員長から、八峰町議会委員会条例第2条に規定する所掌事項について、八峰

町議会会議規則第74条の規定により、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 異議なしと認めます。したがって、常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これをもって令和4年6月八峰町議会定例会を閉会します。

ご協力ありがとうございました。

午後 1時50分 閉 会

